2018（平成 30）年度
兵庫教区「御同朋の社会をめざす運動」
（実践運動）計画書

「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）スローガン

結ぶ絆から、広がるご縁へ

－From tying bonds to great encounters－

「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）兵庫教区委員会

浄土真宗の教章（私の歩む道）

宗名　浄土真宗

宗祖（ご開山）　親鸞聖人
ご誕生　一一七三年五月二十一日（承安三年四月一日）
ご往生　一二六三年一月十六日（弘長二年十一月二十八日）

宗派　浄土真宗本願寺派

本山　龍谷山 本願寺（西本願寺）

本尊　阿弥陀如来（南無阿弥陀仏）

聖典
・釈迦如来が説かれた「浄土三部経」
『仏説無量寿経』『仏説観無量寿経』
『仏説阿弥陀経』
・宗祖　親鸞聖人が著述された主な聖教
『正信念仏偈』（『教行信証』行巻末の偈文）
『浄土和讃』『高僧和讃』『正像末和讃』
・中興の祖　蓮如上人のお手紙
『御文章』

教義

阿弥陀如来の本願力によって信心をめぐまれ、念仏を申す人生を歩み、この世の縁が尽きるとき浄土に生まれて仏となり、迷いの世に還って人々を教化する。

生活

親鸞聖人の教えにみちびかれて、阿弥陀如来のみ心を聞き、念仏を称えつつ、つねにわが身をふりかえり、慚愧と歓喜のうちに、現世祈祷などにたよることなく、御恩報謝の生活を送る。

宗門

この宗門は、親鸞聖人の教えを仰ぎ、念仏を申す人々の集う同朋教団であり、人々に阿弥陀如来の智慧と慈悲を伝える教団である。
それによって、自他ともに心豊かに生きることのできる社会の実現に貢献する。

2018（平成 30）年度

兵庫教区「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）計画書

１、浄土真宗の教章（私の歩む道）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

２、ご親教「念仏者の生き方」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

４、伝灯奉告法要御満座の消息・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

５、宗派「御同朋の社会をめざす運動」総合基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

６、兵庫教区「御同朋の社会をめざす運動」総合基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・・13

７、兵庫教区「御同朋の社会をめざす運動」重点プロジェクト・・・・・・・・・・・・・・・17

８、2017（平成 29）年度の事業報告

・「御同朋の社会をめざす運動」事業報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

・「御同朋の社会をめざす運動」推進各組研修会等実施一覧表・・・・・・・・・・・・・ 27

・連研のための研修会開催報告並びに連研開催状況・門徒推進員登録状況・・・・・ 28

・子ども若者ご縁づくり推進委員会活動報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

・各組キッズサンガ開催状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

・教化組織等登録現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

９、2018（平成 30）年度の事業計画

・「御同朋の社会をめざす運動」事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

・子ども若者ご縁づくり推進委員会活動計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39

10、兵庫教区「御同朋の社会をめざす運動」推進委員会組織図・・・・・・・・・・・・・・・40

11、宗派子ども若者ご縁づくり推進基本計画

・基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41

・推進体制について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46

13、各種研修会開催要項・助成金申請書

・助成金対象研修等一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50

・重点プロジェクト推進関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51

・「御同朋の社会をめざす運動」研修会（僧侶・寺族部門）開催関係・・・・・・・・ 54

・「御同朋の社会をめざす運動」研修会（一般部門）開催関係・・・・・・・・・・・・ 64

・「御同朋の社会をめざす運動」推進協議会開催関係・・・・・・・・・・・・・・・・ 69

・連研開催関係（教区・宗派）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・71
・子ども若者ご縁づくり（キッズサンガ）開催関係・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
・門徒総代会関係（総代会研修会）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・77
・布教団関係（組布教大会・組青年布教使布教大会）・・・・・・・・・・・・・・・・78
14、関係法規
・「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）の実践に関する宗則・・・・・・・・・・ 82
・「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）の実践に関する宗則施行条例・・・・・ 87
・「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）兵庫教区委員会設置規則・・・・・・・ 90
・兵庫教区子ども若者ご縁づくり推進委員会設規約・・・・・・・・・・・・・・・・ 92
15、名　　簿
・組　長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 94
・教区会議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 95
・「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）兵庫教区委員会委員・・・・・・・・・・ 96
・各種専門委員会
研修講師団運営委員会委員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 97
同朋啓発研修委員会委員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 97
連研委員会委員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 97
自死者追悼法要実行委員会委員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 97
子ども若者ご縁づくり推進委員会委員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 98
・教区マネージャー・組サポーター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 99
・組防災担当者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 100

ご親教　「念仏者の生き方」

仏教は今から約２５００年前、釈尊がさとりを開いて仏陀となられたことに始まります。わが国では、仏教はもともと仏法と呼ばれていました。ここでいう法とは、この世界と私たち人間のありのままの真実ということであり、これは時間と場所を超えた普遍的な真実です。そして、この真実を見抜き、目覚めた人を仏陀といい、私たちに苦悩を超えて生きていく道を教えてくれるのが仏教です。

仏教では、この世界と私たちのありのままの姿を「諸行無常」と「縁起」という言葉で表します。「諸行無常」とは、この世界のすべての物事は一瞬もとどまることなく移り変わっているということであり、「縁起」とは、その一瞬ごとにすべての物事は、原因や条件が互いに関わりあって存在しているという真実です。したがって、そのような世界のあり方の中には、固定した変化しない私というものは存在しません。

しかし、私たちはこのありのままの真実に気づかず、自分というものを固定した実体と考え、欲望の赴くままに自分にとって損か得か、好きか嫌いかなど、常に自己中心の心で物事を捉えています。その結果、自分の思い通りにならないことで悩み苦しんだり、争いを起こしたりして、苦悩の人生から一歩たりとも自由になれないのです。このように真実に背いた自己中心性を仏教では無明煩悩といい、この煩悩が私たちを迷いの世界に繋ぎ止める原因となるのです。なかでも代表的な煩悩は、むさぼり・いかり・おろかさの三つで、これを三毒の煩悩といいます。

親鸞聖人も煩悩を克服し、さとりを得るために比叡山で２０年にわたりご修行に励まれました。しかし、どれほど修行に励もうとも、自らの力では断ち切れない煩悩の深さを自覚され、ついに比叡山を下り、法然聖人のお導きによって阿弥陀如来の救いのはたらきに出遇われました。阿弥陀如来とは、悩み苦しむすべてのものをそのまま救い、さとりの世界へ導こうと願われ、その願い通りにはたらき続けてくださっている仏さまです。この願いを、本願といいます。我執、我欲の世界に迷い込み、そこから抜け出せない私を、そのままの姿で救うとはたらき続けていてくださる阿弥陀如来のご本願ほど、有り難いお慈悲はありません。しかし、今ここでの救いの中にありながらも、そのお慈悲ひとすじにお任せできない、よろこべない私の愚かさ、煩悩の深さに悲嘆せざるをえません。

私たちは阿弥陀如来のご本願を聞かせていただくことで、自分本位にしか生きられない無明の存在であることに気づかされ、できる限り身を慎み、言葉を慎んで、少しずつでも煩悩を克服する生き方へとつくり変えられていくのです。それは例えば、自分自身のあり方としては、欲を少なくして足ることを知る「少欲知足」であり、他者に対しては、穏や

かな顔と優しい言葉で接する「和顔愛語」という生き方です。たとえ、それらが仏さまの真似事といわれようとも、ありのままの真実に教え導かれて、そのように志して生きる人間に育てられるのです。このことを親鸞聖人は門弟に宛てたお手紙で、「（あなた方は）今、すべての人びとを救おうという阿弥陀如来のご本願のお心をお聞きし、愚かなる無明の酔いも次第にさめ、むさぼり・いかり・おろかさという三つの毒も少しずつ好まぬようになり、阿弥陀仏の薬をつねに好む身となっておられるのです」とお示しになられています。たいへん重いご教示です。

今日、世界にはテロや武力紛争、経済格差、地球温暖化、核物質の拡散、差別を含む人権の抑圧など、世界規模での人類の生存に関わる困難な問題が山積していますが、これらの原因の根本は、ありのままの真実に背いて生きる私たちの無明煩悩にあります。もちろん、私たちはこの命を終える瞬間まで、我欲に執われた煩悩具足の愚かな存在であり、仏さまのような執われのない完全に清らかな行いはできません。しかし、それでも仏法を依りどころとして生きていくことで、私たちは他者の喜びを自らの喜びとし、他者の苦しみを自らの苦しみとするなど、少しでも仏さまのお心にかなう生き方を目指し、精一杯努力させていただく人間になるのです。

国の内外、あらゆる人びとに阿弥陀如来の智慧と慈悲を正しく、わかりやすく伝え、そのお心にかなうよう私たち一人ひとりが行動することにより、自他ともに心豊かに生きていくことのできる社会の実現に努めたいと思います。世界の幸せのため、実践運動の推進を通し、ともに確かな歩みを進めてまいりましょう。

２０１６（平成２８）年１０月１日

浄土真宗本願寺派門主　**大　谷　光　淳**

伝灯奉告法要御満座の消息

昨年の１０月１日よりお勤めしてまいりました伝灯奉告法要は、本日ご満座をお迎えいたしました。１０期８０日間にわたるご法要を厳粛盛大にお勤めすることができましたことは、仏祖のお導きと親鸞聖人のご遺徳、また代々法灯を伝えてこられた歴代宗主のご教化によることは申すまでもなく、日本全国のみならず、全世界に広がる有縁の方々の報恩謝徳のご懇念のたまものと、まことに有り難く思います。

昨年の熊本地震から１年を経過し、甚大な被害をもたらした東日本大震災から６年が過ぎました。改めてお亡くなりになられた方々に哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。どれほど時間が経過しても心の傷は癒されることなく、深い痛みを感じてお過ごしの方も多くおられるでしょう。なかでも、原子力発電所の事故による放射性物質の拡散によって、今なお故郷に帰ることができず、不自由な生活を余儀なくされている方々が多くおられます。思うままに電力を消費する便利で豊かな生活を追求するあまり、一部の方々に過酷な現実を強いるという現代社会の矛盾の一つが、露わになったということができます。

自分さえ良ければ他(ほか)はどうなってもよいという私たちの心にひそむ自己中心性は、時として表に現れてきます。このような凡愚の身の私たちではありますが、ご本願に出遇い、阿弥陀如来のお慈悲に摂め取られて決して捨てられることのない身ともなっています。そして、その大きな力に包まれているという安心感は、日々の生活を支え、社会のための活動を可能にする原動力となるでしょう。

凡夫の身であることを忘れた傲慢な思いが誤っているのは当然ですが、凡夫だから何もできないという無気力な姿勢も、親鸞聖人のみ教えとは異なるものです。即如前門主の『親鸞聖人７５０回大遠忌法要御満座を機縁として「新たな始まり」を期する消息』には、

凡夫の身でなすことは不十分不完全であると自覚しつつ、

それでも「世のなか安穏なれ、仏法ひろまれ」と、精一杯努力させていただきましょう。

と記されています。このように教示された生き方が念仏者にふさわしい歩みであり、親鸞聖人のお心にかなったものであるといただきたいと思います。このことは、ご法要初日に「念仏者の生き方」として詳しく述べさせていただきました。

今、宗門が１０年間にわたる「宗門総合振興計画」の取り組みを進めておりますなか、来る２０２３（平成３５）年には宗祖ご誕生８５０年、そして、その翌年には立教開宗８００年という記念すべき年をお迎えいたします。

改めて申すまでもなく、その慶讃のご法要に向けたこれからの生活においても、私たち一人ひとりが真実信心をいただき、お慈悲の有り難さ尊さを人々に正しくわかりやすくお伝えすることが基本です。そして同時に、仏さまのような執われのない完全に清らかな行いはできなくても、それぞれの場で念仏者の生き方を目指し、精一杯努めさせていただくことが大切です。

み教えに生かされ、み教えをひろめ、さらに自他ともに心安らぐ社会を実現するため、これからも共々に精進させていただきましょう。

平成２９年
５月３１日
２０１７年

龍谷門主　**釋　專　如**

「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）

総合基本計画・重点プロジェクト

１．総合基本計画

宗門（浄土真宗本願寺派）では、1986（昭和 61）年より「御同朋の社会をめざして」という目標を掲げ、「基幹運動（門信徒会運動・同朋運動）」を進めてまいりました。全員聞法・全員伝道を提唱する門信徒会運動では、教化団体の活性化や門徒推進員の養成などを通して、組・教区活動を活発化させてきました。また、同朋運動は、私と教団のあり方を問い、部落差別をはじめとするあらゆる差別・被差別からの解放をめざすことを通して、人々の苦悩に向き合う活動を充実させてきました。

基幹運動の成果と課題を踏まえ、さらに教えを広く世界に伝えていくこと、また従来の枠組みを超えた多様な活動を、より広く実践していくことをめざし、宗門では、2012（平成 24）年 4 月から、運動名称を「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）とあらため、宗門全体の活動として進めています。

『仏説無量寿経』には、あらゆる世界に生きるすべてのいのちあるものが、阿弥陀さまのはたらきによって分け隔てなく救われていくことが示されています。生きとし生けるものすべてを等しくいつくしむ大慈悲が阿弥陀さまの救いのはたらきであります。そのはたらきを疑いなく聞いていくことが、真実信心であり、生と死の苦しみから解き放たれる道なのです。

宗祖親鸞聖人は、阿弥陀さまの救いを依りどころとして、混迷した世の中にあって、ともにお念仏を喜ぶ仲間を「とも同朋」「御同行」と呼び、苦悩を抱える人々とともに生き抜かれました。私たちの先人はそのお心を受け、「御同朋・御同行」として、み教えをまもり広めていこうと努めてこられました。

阿弥陀さまの慈悲に包まれ、智慧に照らされている者どうしであることを自覚しつつ、親鸞聖人のお姿を鑑として、互いに支え合って生き抜いていくことこそが、私たち念仏者のあり方といえます。

宗門では、親鸞聖人 750 回大遠忌法要を迎えるにあたり、最高法規である『宗制』と『宗法』の中に、宗門のあり方を明確にしました。その『宗制』には、「本宗門は、その教えによって、本願名号を聞信し念仏する人々の同朋教団であり、あらゆる人々に阿弥陀如来の智慧と慈悲を伝え、もって自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現に貢献するものである」と記されています。

専如門主は、伝灯奉告法要初日のご親教『念仏者の生き方』において「仏さまのような執われのない完全に清らかな行いはできません。しかし、それでも仏法を依りどころとして生きていくことで、私たちは他者の喜びを自らの喜びとし、他者の苦しみを自らの苦しみとするなど、少しでも仏さまのお心にかなう生き方を目指し、精一杯努力させていただく人間になるのです」と具体的な生き方についてご教示くださいました。

また、『伝灯奉告法要御満座の消息』において「私たち一人ひとりが真実信心をいただき、お慈悲の有り難さ尊さを人々に正しくわかりやすくお伝えすることが基本です」と念仏者としての基本的なあり方をお示しになり、『念仏者の生き方』でご教示されたことが、親鸞聖人のお心にかなう歩みであると、その大切さをあらためてお諭しになっています。

現代の苦悩をともに背負っていくには、変化の速い時代に生きる者として、変わることのない教義に基づき、過去の歴史に学びながら、人々の悲しみや現実の苦悩への眼差しを養うことが重要です。また、現代社会は、人と人との関わりが希薄になり、人々は様々な価値観の違いにより、互いに対立し時に傷付け合っています。私たち念仏者は、立場の違いを認めつつ、誰もが排除されることのない社会をめざしていかなければなりません。

現在、布教伝道の現場では、真実信心を伝えることをはじめとして、子ども・若者へのご縁づくりや国際的な伝道、葬儀の簡略化などの困難な課題に直面しています。これらの課題克服に向けて、ご法義が伝えられていくよう一人ひとりの創意工夫が求められています。

また一方、現代社会には災害支援、エネルギーや環境の問題、経済格差、自死、過疎・少子高齢化、さらにはテロや武力紛争をはじめ非戦平和への課題、差別を含む人権の抑圧などの問題があります。現代社会の諸問題を自らの課題・苦しみとし、念仏者として真摯に取り組んでいくことが大切であります。そのことが、『念仏者の生き方』のお心を体して生きていくことにもなるのです。

こうした山積する課題に仏法を依りどころとして立ち向かっていく具体的な実践によってこそ、『宗制』に定められた「阿弥陀如来の智慧と慈悲を伝え、もって自他共に心豊かに生きることのできる社会」が実現されていくのです。

専如門主は『念仏者の生き方』で、「国の内外、あらゆる人びとに阿弥陀如来の智慧と慈悲を正しく、わかりやすく伝え、そのお心にかなうよう私たち一人ひとりが行動することにより、自他ともに心豊かに生きていくことのできる社会の実現に努めたいと思い

ます。世界の幸せのため、実践運動の推進を通し、ともに確かな歩みを進めてまいりましょう」とお示しになっています。私たちは、み教えに生かされ、み教えをひろめ、宗門の英知を結集しながら、御同朋の社会をめざす運動(実践運動)を力強く進めてまいりましょう。

２．スローガン

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)の主旨を簡潔に表したスローガンを掲げます。

【 結ぶ絆から、広がるご縁へ 】

３．重点プロジェクト

(1) 重点プロジェクトとは

「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）は、『宗制』に掲げる「自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現に貢献する」という基本理念を体して、宗門を構成するすべての人が参画し実践する運動です。その推進の中、重点プロジェクトは、実践運動総合基本計画に基づき、社会への具体的な貢献をめざし、実践目標を定め、年限を区切って取り組むものです。

2012(平成 24)年度に重点プロジェクトが提唱されて以来、教区・組・寺院・教化団体などの活動主体が、それぞれの特性に応じて独自に実践目標を定め、特色ある活動を推進してきました。

このたび、専如門主より具体的に念仏者の生き方がご教示されたことを受け、今期の重点プロジェクトは、ご親教『念仏者の生き方』のお心を体した宗門全体の実践目標を定め、一体感を持って取り組むこととします。

宗門のあらゆる人々が課題を共有し、各現場が実践目標の達成をめざし、重点プロジェクトが充実したものとなるよう展開していきましょう。

なお、現場において早急に取り組むべき課題は地域差もあり様々です。そのため、従来通り各教区・各組において独自に定めた実践目標を設定していただき、宗門全体の課題と併せて取り組んでいただくことも可能です。

(2) 宗門重点プロジェクトの実践目標

＜貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～＞

－子どもたちを育むために－

専如門主は、『念仏者の生き方』の中で、世界規模での人類の生存に関わる困難な問題の一つとして、「経済格差」を指摘されています。世界的な経済格差は富の偏在により深刻な貧困問題を引き起こし、実に多くの人々が貧困の状況におかれ悲しみ苦しんでおり、特に弱い立場である子どもや高齢者がその影響を強く受けています。さらに、

この経済格差がもたらす貧困の問題は、紛争やテロをひき起こす大きな要素ともなっており、あらゆる人びとが共に心安らぐことのできる平和な世界を実現するためにも、積極的に克服すべき課題です。

宗門では戦後 70 年を機縁として、3 年間にわたりあらためて平和への学びを深めて、議論をしてきました。それをふまえ、具体的な 4 つの平和貢献策を提案し、公聴会等で様々な意見をいただきました。そして、その提案の一つである「経済格差・貧困の克服へ」は、平和実現のため特に国内外での貧困に取り組むよう提案されたものであり、今後注力すべき課題であると総合的に判断しました。

さらに、国際連合でもＳＤＧｓ(持続可能な開発目標)が採択され、「誰一人取り残さない」の理念のもと、貧困問題に取り組んでいます。国内外の様々な組織が連携しつつ、その課題克服へ取り組む中で、宗教者に向けられた期待は高まっています。

これらの現状をふまえ、宗門では、より多くの人や寺院が参画できる取り組みとして、＜貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace(世界平和のためのお布施)～＞－子どもたちを育むためにーを重点プロジェクトの実践目標として定め、世界を視野に入れ長期的展望に立ち、お釈迦さま以来、仏教が大切にしてきた「布施」の精神をもとに、できることから始めます。

なお、現在 3 期 10 年間にわたり取り組みを進めている宗門総合振興計画においても、同様の基本理念を掲げ、三つの基本方針(Ⅰ.仏教の精神に基づく社会への貢献、Ⅱ.自他共に心豊かに生きる生活の実践、Ⅲ.宗門の基盤づくり)に基づく重点項目、及び具体的な取り組みとしての推進事項を設定しています。これまでご縁のなかった人にも伝わる言葉、10 年、20 年後の日本社会で求められる人の育成、宗教的感動を共有できる法要や葬送儀礼の確立、少子高齢化や過疎が進行している地域に所在する寺院への対応、首都圏における伝道推進といった宗門が抱える諸課題にとどまらず、社会情勢の課題にも対応する取り組みを推進しています。

(3) 推進期間

2018(平成 30)年度から 2019(平成 31)年度までの 2 年間

実践運動中央委員・教区委員の任期や、教区会議長・教区会議員・組長など教区役職者の任期との整合性を図るため、今期を 2 年間とし、次期から 4 年間の推進期間とします

◇本願寺ＨＰから「総合基本計画」・「宗門総合振興計画」・「実践事例」・「基幹運動総括書」等のダウンロードができますので、ぜひご参照ください。

以　上

「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）兵庫教区総合基本計画

１．総合基本計画

宗門では「御同朋の社会をめざして」という目標を掲げ、「基幹運動（門信徒会運動・同朋運動）」を進めてまいりました。全員聞法・全員伝道を提唱する門信徒会運動では、教化団体の活性化や門徒推進員の養成などを通して、組・教区活動を活発化させてきました。また、同朋運動は、私と教団のあり方を問い、部落差別をはじめとするあらゆる差別・被差別からの解放をめざすことを通して、人々の苦悩に向き合う活動を充実させてきました。

「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）とは、その「基幹運動（門信徒会運動・同朋運動）」の成果と課題を踏まえ、あらゆる人々に阿弥陀如来の智慧と慈悲を伝え、自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現に貢献する活動を、宗門全体で推進し、さらに教えを宗門内外に広く伝えていくこと、そして従来の枠組みを超えた多様な活動を、より広く実践していくことをめざして推し進めている運動です。

『仏説無量寿経』には、あらゆる世界に生きるすべてのいのちあるものが、阿弥陀さまのはたらきによって分け隔てなく救われていくことが示されています。生きとし生けるものすべてを等しくいつくしむ大慈悲が阿弥陀さまの救いのはたらきであります。そのはたらきを疑いなく聞いていくことが、真実信心であり、生と死の苦しみから解き放たれる道なのです。

宗祖親鸞聖人は、阿弥陀さまの救いを依りどころとして、混迷した世の中にあって、ともにお念仏を喜ぶ仲間を「とも同朋」「御同行」と呼び、苦悩を抱える人々とともに生き抜かれました。私たちの先人はそのお心を受け、「御同朋・御同行」として、み教えをまもり広めていこうと努めてこられました。

阿弥陀さまの慈悲に包まれ、智慧に照らされている者どうしであることを自覚しつつ、親鸞聖人のお姿を鑑として、互いに支え合って生き抜いていくことこそが、私たち念仏者のあり方といえます。

現代の苦悩をともに背負っていくには、変化の速い時代に生きる者として、変わることのない教義に基づき、過去の歴史に学びながら、人々の悲しみや現実の苦悩への眼差しを養うことが重要です。また、現代社会は、人と人との関わりが希薄になり、人々は様々な

価値観の違いにより、互いに対立し時に傷付け合っています。私たち念仏者は、立場の違いを認めつつ、誰もが排除されることのない社会をめざしていかなければなりません。

専如門主のご親教『念仏者の生き方』において「今日、世界にはテロや武力紛争、経済格差、地球温暖化、核物質の拡散、差別を含む人権の抑圧など、世界規模での人類の生存に関わる困難な問題が山積していますが、これらの原因の根本は、ありのままの真実に背いて生きる私たちの無明煩悩にあります。

もちろん、私たちはこの命を終える瞬間まで、我欲に執われた煩悩具足の愚かな存在であり、仏さまのような執われのない完全に清らかな行いはできません。しかし、それでも仏法を依りどころとして生きていくことで、私たちは他者の喜びを自らの喜びとし、他者の苦しみを自らの苦しみとするなど、少しでも仏さまのお心にかなう生き方を目指し、精一杯努力させていただく人間になるのです」と具体的な生き方についてご教示くださいました。現代社会の諸問題を自らの課題・苦しみとし、念仏者として真摯に取り組んでいくことが大切です。そのことが、『念仏者の生き方』のお心を体して生きていくことにもなるのです。

また、『伝灯奉告法要御満座の消息』において「私たち一人ひとりが真実信心をいただき、お慈悲の有り難さ尊さを人々に正しくわかりやすくお伝えすることが基本です」と念仏者としての基本的なあり方をお示しになり、『念仏者の生き方』でご教示されたことが、親鸞聖人のお心にかなう歩みであると、その大切さをあらためてお諭しになっています。

現在、布教伝道の現場では、真実信心を伝えることをはじめとして、子ども・若者へのご縁づくりや国際的な伝道、葬儀の簡略化などの困難な課題に直面しています。これらの課題克服に向けて、ご法義が伝えられていくよう一人ひとりの創意工夫が求められています。

また兵庫教区内では、過疎化や核家族・社会構造の変化によって伝道教化が困難な状況にあり、どのような取り組みが必要とされているのか注視していく必要があります。今日の日本の状況を見ますと、とりわけ 65 歳以上の高齢者が総人口の 27％を超え、高齢者の方で、お一人や夫婦のみ世帯などが増加し日本の全世帯の約半数が高齢者世帯となっています。このことは、伝道教化が困難な状況であるだけでなく、永年ご門徒として聴聞されてこられた方が、み教えやお寺との関係の伝承ができていないために、葬儀やお墓など浄土真宗ではない形になるケースもあるようです。

こうした山積する課題に仏法を依りどころとして立ち向かっていく具体的な実践によってこそ、自他共に心豊かに生きることのできる社会が実現されていくのです。

専如門主は『念仏者の生き方』で、「国の内外、あらゆる人びとに阿弥陀如来の智慧と慈悲を正しく、わかりやすく伝え、そのお心にかなうよう私たち一人ひとりが行動することにより、自他ともに心豊かに生きていくことのできる社会の実現に努めたいと思います。世界の幸せのため、実践運動の推進を通し、ともに確かな歩みを進めてまいりましょう」とお示しになっています。私たちは、み教えに生かされ、み教えをひろめ、宗門の英知を結集しながら、御同朋の社会をめざす運動(実践運動)を力強く進めていかねばなりません。

◆御同朋の社会の実現をめざして

「兵庫教区　同朋講座における差別発言事件」並びに「兵庫教区内より発信された連続差別投書事件」からの学びとして、私たちや私たちの宗門の差別意識や体質が、いまだ抜きがたく存在している現状に対して、差別・被差別からの解放をめざし、兵庫教区内のすべての僧侶・門信徒自らが「御同朋の社会を実現」するための主体者として取り組んでいかねばなりません。

組同朋講座の開催については、これまで通り各組において開催をいただくよう教区より奨励していきます。兵庫教区内で惹起した２つの差別事件だけでなく、宗門内で、あらたな差別事件が惹起していく中で、未だ克服すべき課題が山積しています。

また、国が部落差別の存在を認め、差別解消を推進しなければならないと明記された「部落差別解消推進法」が施行され限られた期限内での取り組みではなく、継続的な取り組みが必要とされています。

◆非戦平和・環境（原発事故等)、自死問題、ハンセン病問題など、さまざまないのちに関する課題への取り組みについて

兵庫教区では、過去の歴史に学びながら、現代社会に生きていく念仏者として、非戦平和・環境（原発事故等）問題、自死問題、ハンセン病問題など、さまざまないのちに関する課題に人びとの苦悩に寄り添いながら取り組んで行きます。こうした課題に具体的な実践によって取り組んでいくことで「自他ともに心豊かに生きることのできる社会」が実現されていきます。

◆過疎化や核家族化による社会構造の変化による伝道教化の状況について

過疎地域における宗教などの伝承は、その地域、村全体で高齢者を中心に継承されてきましたが、情報化社会といわれながらも、核家族化社会になり、親から子へ子から孫へという生活・宗教・知恵などの伝承がなされなくなった現代社会において、これまでの寺院活動では青少年にアプローチできない側面があります。

また過密地域では、お寺との関わりをもっていない、若しくは、お寺から月参り等はするものの門信徒同士のつながりがない状況になっているように窺えます。

さらに同様に組・寺院では、教化組織・団体を構成する方々が、引き継がれにくくなり高齢化しています。次世代へつないでいくためには、これまでの方法だけでは難しいというのが現状です。過疎・過密地域共に教化伝道活動が困難な状況であるためどのような取り組みが必要とされているのか注視していく必要があります。そして具体的に実践できる活動に速やかに取り組んでいきます。

２．スローガン

「結ぶ絆から、広がるご縁へ」

３．重点プロジェクト

重点プロジェクトの実践目標

①宗門重点プロジェクトの実践目標

＜貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～＞ －子どもたちを育むために－

②兵庫教区重点プロジェクトの実践目標

災害対応：防災システム構築と充実

なお、現場において早急に取り組むべき課題は地域差もあり様々です。そのため、従来通り各組において独自に定めた実践目標を設定していただき、宗門全体の課題と併せて取り組んでいただくことも可能です。

①兵庫教区 重点プロジェクト

スローガン	**結ぶ絆から、広がるご縁へ**

重点プロジェクト	実践目標		宗門重点プロジェクトの実践目標（宗派・教区・組共通目標） ＜貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～＞ －子どもたちを育むために－
	期　　間		2018（平成 30）年度～2019（平成 31）年度
	達成目標		⑴貧困問題の学びを深めるため学習会の開催 ⑵貧困問題にかかわる宗教者としての取り組み方の検討
	推進計画	⑴貧困問題の学びを深めるため学習会の開催	
		平成三十年度	①教区での学習会の開催　4 月～6 月末 ②組等の学習会の検討
		平成三十一年度	①教区での学習会の開催 ②組等の学習会の開催
		⑵貧困問題にかかわる宗教者としての取り組み方の検討	
		平成三十年度	①教区内・組・寺院等で活動されている取り組みの調査 ②貧困問題にかかわる宗教者としての取り組み方の検討 ③教区災害備蓄品の有効活用について連携をはかる
		平成三十一年度	①貧困問題に取り組む教区内・組・寺院等への支援体制の検討 ②貧困問題にかかわる宗教者としての取り組み方の奨励 ③教区災害備蓄品の有効活用について連携をはかる

②兵庫教区 重点プロジェクト

スローガン	**結ぶ絆から、広がるご縁へ**

実践目標		災害対応：防災システム構築と充実
期　　間		2018（平成 30）年度～2019（平成 31）年度
達成目標		・教区内全組が、防災システム（セコム安否確認メールサービス）の登録作業を行うことにより、災害発生時には各組の被害の有無を迅速に把握できる情報共有システムを構築する。 ・情報共有システムを利用し、教区内全組が状況を把握し、互いに災害支援が行える組織を目指す。
推進計画	平成三十年度	・全組の防災システム登録作業を完了させる。 ・防災担当者について全組２名選出を奨励する。 ・教区において防災担当者の研修会を実施することにより防災システムの取り扱い熟知を目指す。 ・防災システムを利用して防災担当者と教務所の情報共有を可能にする。
	平成三十一年度	・防災担当者へ組内の防災システム登録状況を通知することで、定期的なメールアドレス等登録情報変更の確認を行う。 ・防災担当者が各組の団体ボランティア登録の代表者となってボランティア活動に対する情報共有を可能にする。 ・防災システムの有効利用について検討する。 ・防災担当者の防災システム研修会を定期的に実施する。 ・組の防災システムを含む災害対策研修会を奨励する。

2017（平成 29）年度
「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）事業報告
～2017（平成 29）年度を振り返って～

1.重点プロジェクトの推進　　重点目標　災害対応：「いざ」という時のために

◇「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会・常任委員会

⑴セコム安否確認メールサービスの全組・全寺院の登録

430 人（430 寺院）が登録済み。（平成 28 年度 388 人）

⑵各組長へ組内のサービス登録状況を通知

通知することで未登録者は防災担当者指導による登録作業、またメール使用が困難な寺院は代理報告者等の対応を検討。

⑶登録作業未実施の組へ教務所職員が出向

昨年度 28 組作業済み、本年度 5 組実施により、残り 6 組。

⑷別院に備える災害対策備蓄品購入

昨年度と同程度の備蓄品をチキンライス 850 分購入。

（昨年度は、アルファ米炊き出しセット 850 食分・ドライカレー）

⑸教区で開催する災害対策研修会内容の検討及び実施

宗派で開催された災害ボランティアコーディネーター養成研修会へ登録者の参加を奨励。

⑹教区新報にてサービス登録の奨励

教区新報にて奨励することにより、登録の実施とメールアドレス変更者への再登録を奨励。

【成果と課題】

サービスの登録作業に組へ出向することにより着実に登録者の数が増えていることは成果であるが、実際に災害が起こった時のことを想像すると、防災担当者が中心となりシステム内容の理解をもっと深める必要があることが課題である。またシステムの有効利用を検討する必要がある。

2.「御同朋の社会をめざす運動」の成果の点検・総括

◇「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会・常任委員会

⑴組における重点プロジェクトとの連絡・調整

⑵組「御同朋の社会をめざす運動」推進協議会の開催による周知・奨励

⑶組重点プロジェクト実施奨励と報告書の集約による取り組み内容の共有化

※27 頁参照

⑷組『御同朋の社会をめざす運動』推進状況調査による状況点検

【成果と課題】

組重点プロジェクト実施奨励と報告書の提出を、委員会・組長会等で呼びかけているが、報告書の提出をされない組が半数以上あるのが現状である。又毎年、実施状況のアンケートを行っているが、回答のない組が１/３以上ある。重点プロジェクトへの理解と協力をより一層図っていくことが課題である。

3.「御同朋の社会の実現」のための取り組み

◇ 〔専門委員会〕研修講師団運営委員会　５月８日（月）

⑴「御同朋の社会をめざす運動」研修会並びに教区研修講師団研修協議会

＜第１回＞

日　　時　　7 月 5 日（水）

会　　場　　本願寺神戸別院　3 階本堂・会議室

講　　題　　「部落差別解消推進法」の意義

講　　師　　藤本信隆　師（一般財団法人　同和教育振興会　理事・特任研究員）

参加人数　　56 名（内研修講師 19 名）

＜第２回＞（布教団「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）研修会併修）

日　　時　　8 月 3 日（木）

会　　場　　本願寺神戸別院　3 階本堂・会議室

講　　題　　差別・被差別からの解放をめざして、教団の差別事象を通じて、私たちが親鸞聖人の生き方に学び、なぜ差別が許されないのか教義を通して学んでいく

講　　師　　赤松徹眞師

（一般財団法人同和教育振興会　客員研究員・前龍谷大学学長）

参加人数　　78 名（内研修講師 15 名）

⑵組同朋講座【僧侶・寺族部門】の開催（39 組中 30 組開催）　**※27 頁参照**

⑶組同朋講座【一般部門】の開催（39 組中 19 組開催）　**※27 頁参照**

{「御同朋の社会をめざす運動」推進人権啓発研修会}

⑷「御同朋の社会をめざす運動」推進組研修会への出講

⑸近畿同朋運動推進協議会との連携

総会・会員研修会　6 月 23 日（金）会場　本願寺伝道本部　参加人数 12 名

寺族女性研修会　10 月 30 日（月）会場　ホテル日航奈良　参加人数 13 名

会員研修会　2 月 8 日（木）会場　京都教区教務所　参加人数 9 名

⑹差別解放運動団体との連携

部落解放同盟兵庫県連合会

協議会　5 月 11 日（木）

「兵庫教区内から発信された連続差別投書事件」総括会議　12 月 19 日（火）

新春荊冠旗びらき　1 月 7 日（日）

第 32 回人権啓発研究集会　1 月 11 日（木）～12 日（金）

【成果と課題】

研修講師団研修の開催や近畿同朋運動推進協議会への参画については計画通り実施できた。組同朋講座については、開催組に若干増加がみられるが、依然として未開催組があるのが現状である。部落解放同盟兵庫県連合会と「兵庫教区内から発信された連続差別投書事件」についての総括会議を行い、事件対応について終結を確認するとともに、差別事件が惹起する教団・教区の現状を踏まえ自らの差別体質からの解放への取り組み推進していくことを確認した。

◇｛専門委員会｝同朋啓発研修委員会

⑴研修資料・教材の作成

昨年度作成したハンセン病問題啓発リーフレットの有効活用

４．平和・ヤスクニ・ハンセン病問題・環境問題への取り組み

◇「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会・常任委員会

⑴千鳥ヶ淵全戦没者追悼法要参拝　9 月 18 日（日）台風第 18 号のため行事中止

⑵非戦・平和への取り組みの検討

⑶ハンセン病問題の啓発活動

ハンセン病問題啓発リーフレットによる啓発活動の実施

⑷長島愛生園・邑久光明園入所者交流会の開催

長島愛生園真宗同朋会降誕会・報恩講法要後茶話会の開催

※今後の展望に向けた話し合い

【成果と課題】

千鳥ヶ淵全戦没者追悼法要参拝については、台風第 18 号のため行事中止、ハンセン病問題啓発リーフレットによる啓発活動については、数組がリーフレットを活用して同朋講座を開催された。より活用いただけるような施策の検討が必要。長島愛生園真宗同朋会降誕会・報恩講法要後茶話会の中で、今後の真宗同朋会の運営等について高齢化が進み不安が語られるようになった。このことに対応するため話し合いをしていくこととなった。

また、非戦・平和への取り組みの具体的な取り組みについては、専門委員会の設置をして検討していく必要がある。

５．人材育成の取り組み

◇｛専門委員会｝連研委員会

5 月 22 日（月）

⑴組連研開催の充実・推進・全組での開催をめざして　**※29 頁参照**

⑵連研のための研究会の開催　年 2 回　**※28 頁参照**

第 1 回連研のための研究会　9 月 8 日（金）　参加人数 35 名

第 2 回連研のための研究会　12 月 18 日（月）　参加人数 58 名

⑶連研修了者大会の開催　6 月 11 日（日）　参加人数 204 名（帰敬式 31 名）

⑷新研修読本を活用した研修会の開催

連研のための研究会２回、総代会ブロック別研修会７会所

教区仏壮の集い、組連研等

⑸新研修読本増版　第２版　発行期日４月１日・部数 4,000 部発行

本願寺ブックセンターでの取り扱いされるようになった。

【成果と課題】

連研のための研究会を計画通り開催できた。新研修読本を活用しての研修会も継続して開催した。連研修了者大会を特にこれまでの組連研修了者すべてを対象とした大会として銘打って開催。お楽しみ研修会として『千問書』を活用してクイズ形式の研修を行った。課題としては、連研のための研究会でもテーマとしているが未開催組・休止組へ勧励方法の取り組みの検討が必要である。連研開催の目的や意義を明確化する必要がある。

◇｛専門委員会｝子ども若者ご縁づくり推進委員会

６月 16 日（火）

⑴子ども・若者ご縁づくり（キッズサンガ）支援体制の確立　**※30 頁参照**

①各組サポーターとの連携

研修会の開催（なもナモ検定併催）８月 26 日（土）参加人数９名

②各組における「子ども・若者ご縁づくり（キッズサンガ)」の奨励　**※32 頁参照**

③各教化団体との連携

震災支援「報恩講子どものつどい」への参画　12 月 23 日（祝日）参加人数 201 人

⑵ご縁づくりのための啓発資料の活用

①千問書（専門書）第１版増刷・第２版の作成検討

②なもナモ検定の実施　８月 26 日（土）参加人数 20 名

⑶人材の育成

日曜学校・子ども会への入会呼びかけ及び修了生へのアフターケア

サマースクールにスタッフとして来てくださった方に、少年連盟に入会してもらう。

【成果と課題】

各組サポーター研修と『なもナモ検定』を併修して開催した。8/26 という開催日の関係もあり各組からのサポーター参加が少なかった。『なもナモ検定』については、教区からの協力依頼により宗門関係学校からの参加はあったが、それ以外の教区内

門信徒の子どもや、各寺院からの子ども会からの参加は、あまり無かった。参加者どのようにして増やしていくかが今後の課題となる。各組での『千問書』を活用した「子ども・若者ご縁づくり（キッズサンガ）」の奨励。各組での参加者に教区開催の『なもナモ検定』に参加を促していきたい。

◇｛専門委員会｝各教化組織代表者協議会

⑴各教化組織団体と連携　10 月 5 日（木）

①次代を担う念仏者の養成

・教化団体・組織等での連携の必要性

・宗門関係学校の中高生への働きかけ

・近隣各組との連携で事業の活性化

②次代を担う僧侶・寺院子弟の養成

・寺族婦人会連盟と連携して寺院子弟の人材の養成

門徒推進員連絡協議会・門徒総代会・仏教壮年会連盟・仏教婦人会連盟
寺族婦人会連盟・仏教青年連盟・本派スカウトクラブ・少年連盟・保育連盟
特別法務員協議会・青年僧侶の会

【成果と課題】

震災支援「報恩講子どものつどい」への参画を各教化組織団体と話し合い連携できた。また、次代を担う僧侶・寺院子弟の養成を計るため、教化団体、特に、寺族婦人会連盟と連携して取り組んでいくことも検討。

6．いのちの尊さにめざめ・寄り添う取り組み

◇「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会・常任委員会

⑴阪神・淡路大震災総追悼法要　1 月 17 日（火）参拝者 309 名

①宗門学校生徒による「震災・いのち」に関する作文朗読：朗読者 3 名

②阪神・淡路大震災総追悼法要の勤修

③1.17「いのち」を考える研修会の開催

講師：清水健氏

（元読売テレビキャスター・一般財団法人清水健基金代表理事）

◇｛専門委員会｝自死者追悼法要実行委員会

⑴自死者追悼法要実行委員会　9 月 7 日（木）

⑵自死問題への取り組む人材養成（事前研修会の開催）

自死者追悼法要スタッフ養成事前研修会（全 2 回）

12 月 6 日（水）　講師 霜尾吏澄氏　『仏典における自死』

参加人数 15 名

2 月 8 日（木）　講師 木村慶司氏（自死に向きあう関西僧侶の会）

「スタッフとしての心得」

参加人数 13 名

⑶自死遺族のための自死者追悼法要の勤修　2 月 24 日（土）

参拝者 11 名（内茶話会出席者 11 名）・スタッフ 25 名（内：特別法務員協議会 7 名）

【成果と課題】

阪神・淡路大震災総追悼法要において、献灯・献花を宗門学校生徒にしてもらい作文朗読だけでなく、法要の最初から参画いただけるようにしたことが成果である。来年度が２５回忌にあたるため、どのような内容にしていくか検討する必要がある。

７．過疎・過密地域への対応

◇｢御同朋の社会をめざす運動｣教区委員会・｛専門委員会｝過疎対策検討委員会

⑴過疎・過密地域現状の掌握と対応の検討　9 月 26 日（火）

①法シリーズを過疎地域の寺院へ無償提供することで活用の希望があるかを確認。

②法要等へ布教使を派遣できるよう申請方法等を検討。

③神戸別院の預かり門徒である「出石門徒会」の今後について委員会にて協議。

④寺院の解散・合併手続きの相談に対する要望等を確認。

8．文書伝道の充実

◇「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会・常任委員会

⑴啓発資料の作成

①教区新報 HYOGO の発行

発行回数　　4 回（198 号～201 号）　発行部数　　1 回 1,500 部

②教区新報『法』シリーズ（リーフレット）の発行

発行回数　　年 3 回（お盆・報恩講・お彼岸）

販売部数　　お盆 4,880 部・報恩講 1,715 部・お彼岸 1,235 部

③教化資料等の配布の検討

⑵ホームページの充実、SNS の活用による情報提供

①神戸別院・兵庫教区のあゆみを公開

②行事・催し物情報を Facebook・インスタグラムにて提供

③教区に加え、別院の各種申請用紙ダウンロード機能を充実

④モダン寺新聞の掲載

【成果と課題】

ホームページの充実、SNS の活用について、企画会社と今後展開の検討を進めることができた。次年度向け具体策の検討が課題となる。

9．その他

⑴「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会・・・年 1 回

2 月 26 日（月）

⑵「御同朋の社会をめざす運動」教区常任委員会

9 月 11 日（月）　・2 月 20 日（火）

⑶「御同朋の社会をめざす運動」正副委員長会議

12 月 18 日（月）

⑷「御同朋の社会をめざす運動」第３連区職員研修会　12 月 12 日（火）

⑸「御同朋の社会をめざす運動」第３連区連絡協議会　3 月 14 日（水）

以　上

2017(平成29)年度 組「御同朋の社会をめざす運動」推進研修等実施一覧

			僧侶・寺族部門				一般部門				重点プロジェクト実施報告			
No.	組　名	寺数	期日	会　場	講 師 名	人数	期日	会　場	講 師 名	人数	期日	実践目標	概要	人数
1	阪神東	25	12/20	安養寺	長屋善洋	19	9/28	安養寺	髙﨑正英	39		日常の寺院活動	親と子のつどい・仏教講演会	102
2	阪神南	24	12/15	ニューアルカイック尼崎	髙﨑正英	19	6/27	正光寺	西田智教	32	5/31	地域社会と人とお寺	イベント等	113
3	阪神西	21												
4	阪神北	21	12/1	がんこ宝塚店	杉本正信	20								
5	神戸東	30	12/3	ホテル竹園	山内理史	37								
6	神戸中	28	9/29	西方寺	井上浩義	16								
7	神戸湊	21	11/27	廣福寺	髙﨑長英	17	6/5	高松寺	藤岡良治	34				
8	神戸西	26	6/27	順照寺	近藤龍樹	18								
9	北　摂	20	2/6	正光寺	杉本光俊	16	5/25	正光寺	髙﨑正英	33	10/16	日常の寺院活動	寺院と門信徒のつながり	20
10	神　明	22												
11	淡　路	9	12/28	萬行寺	杉本照顕	10	8/20	圓徳寺	梅林真道	26				
12	播磨東	15	2/16	専應寺	棚原正智	12								
13	播磨中	21	12/8	光正寺	杉本光俊	19	6/25	福照寺	杉本照顕	182				
14	多　可	10										寺院活性化	門徒戸数が減る中、参りを増やす	11
15	加古川	28	8/28	正願寺	棚原正智	10	7/25	善照寺	西田智教	110	2/6	無縁社会を考える	グリーフケアの学び	104
16	高　砂	19												
17	神　崎	20	12/26	文殊荘	竹内俊之	22	8/23	長島　愛生園	髙﨑正英	25		御同朋の社会の実現	自死・ハンセン病問題	24
18	神　姫	13	2/18	専光寺	増井浄見	8	10/22	専光寺	渡邊顕代	27				
19	姫路東	16	7/30	浄光寺	増井浄見	10	11/19	徳證寺	髙﨑正英	38	12/15	災害対応	災害への備え	29
20	姫路南	16												
21	姫路中	21	1/30	常称寺	棚原正智	15	2/24	光照寺	近藤龍樹	14		寺院活性化	キッズサンガ	103
22	姫路西	23												
23	網　干	24	3/26	徳善寺	堀正昭	20	10/26	徳善寺	近藤龍樹	75		縁活	新しい家族づくりのお手伝い	26
24	揖龍東	19	12/20	西信寺	増井浄見	11								
25	揖龍西	26	2/6	一行寺	大西宝雲	12	2/17	西楽寺	井上浩義	40		寺院活性化	若者や子ども達の声が聞こえるお寺に	65
26	新　宮	15	12/15	新宮会館	竹内俊之	12	2/27	西勝寺	山内理史	20				
27	赤穂南	13	2/5	浄念寺	岩谷教授	12	9/2	浄念寺	藤榮行信	48				
28	赤穂北	21	2/21	得乗寺	大西宝雲	18								
29	宍　粟	20	7/21	明源寺	佐々木蓮乗	29								
30	佐　用	15	12/17	西教寺	西田智教	18	8/19	南光文化センター	藤井雅峰	75				
31	多　紀	23					7/23	篠山市民センター	西田智教・山中信彦	96	2/17	勤式作法の統一	僧侶・門徒総代が研修	43
32	氷上東	17	12/21	魚幸	中尾教雄	15					5/21	社会支援	障害者支援施設へのボランティア活動	18
33	氷上西	18												
34	朝　来	16	2/26	如来寺	近藤龍樹	17	5/14	如来寺	棚原正智	56				
35	養　父	16	7/14	川口温リバーサイドホテル	中尾教雄	14								
36	出　石	18	7/15	西宗寺	寶池龍祥	41	12/3	勝林寺	西田智教	36		災害対応	小中学生の向け研修	11
37	城　崎	21												
38	岡山南	19	2/23	岡山ふれあいセンター	中平了悟	14					9/4	「いざ」という時のために	救急入門コース受講	16
											10/13	僧侶研修会	教育と報道	16
39	岡山北	14	10/17	美作自修会	山本成樹	12					7/4	寺院の活性化	お寺と地域の「共にする」活動	17
	合　計	764	開催組	30		513		19	参加延べ数	#REF!	開催組	15		718

2017（平成 29）年度「連研のための研究会」開催報告

（連研委員会）

＜第１回＞

１．日　　時　　9 月 8 日（金）10：30～16：00

２．会　　場　　本願寺神戸別院

３．テ ー マ　　「今後の組連研をともに考える(組の実情をふまえて)
～ご親教「念仏者の生き方」に学ぶ～

４．講　　師　　麻布明徳 師（連研中央講師・東海教区中勢組善福寺）

５．参加人数　　35 名（教区内僧侶・寺族・門信徒）

６．開催目的　　組連研を継続実施する上で、組の実情をふまえて現場での課題や問題点について共に考え、今後の組連研を担うスタッフの養成並びに組連研の活性化に繋げることを目的とする。

＜第２回＞

１．日　　時　　12 月 18 日（月）13：30～16：00

２．会　　場　　本願寺神戸別院

３．テ ー マ　　「 親鸞聖人とその教え 」

４．講　　師　　鍋島直樹 師（龍谷大学文学部 真宗学科教授・神戸中組真覚寺住職）

５．参加人数　　58 名（教区内僧侶・寺族・門信徒）

６．開催目的　　組連研を継続実施する上で、現状と課題を確認し連研の活性化を図る。また、教区発行の新研修読本、教義編「親鸞聖人とその教え（浄土真宗）」の内容と願いについて理解を深める。

連研開催並びに門徒推進員現況（2018年5月集約）

NO	組名	連研 開催状況	寺院数	H29 会員数	H28 会員数	増減
1	阪神東	開催	25	50	50	0
2	阪神南	開催	24	1	0	1
3	阪神西	開催	21	1	1	0
4	阪神北	休止中	21	4	4	0
5	神戸東	開催	30	0	0	0
6	神戸中	休止中	28	0	0	0
7	神戸湊	開催	21	7	8	−1
8	神戸西	休止中	26	0	0	0
9	北　摂	開催	20	10	11	−1
10	神　明	休止中	22	17	17	0
11	淡　路	開催	9	19	19	0
12	播磨東	開催	15	3	3	0
13	播磨中	開催	21	10	11	−1
14	多　可	開催	10	1	1	0
15	加古川	休止中	28	17	17	0
16	高　砂	休止中	19	3	3	0
17	神　崎	開催	20	11	11	0
18	神　姫	開催	13	23	28	−5
19	姫路東	休止中	16	2	3	−1
20	姫路南	—	16	0	0	0
21	姫路中	開催	21	12	13	−1
22	姫路西	開催	23	11	12	−1
23	網　干	開催	24	25	24	1
24	揖龍東	開催	19	36	36	0
25	揖龍西	開催	26	58	60	−2
26	新　宮	開催	15	4	4	0
27	赤穂南	開催	13	32	33	−1
28	赤穂北	開催	21	74	76	−2
29	宍　粟	開催	20	7	7	0
30	佐　用	開催	15	23	23	0
31	多　紀	休止中	23	0	0	0
32	氷上東	休止中	17	15	16	−1
33	氷上西	開催	18	6	6	0
34	朝　来	開催	16	8	8	0
35	養　父	—	16	0	0	0
36	出　石	開催	18	21	21	0
37	城　崎	休止中	21	0	0	0
38	岡山南	開催	19	17	18	−1
39	岡山北	開催	14	8	6	2
	合計		764	536	550	−14

開催	27
未開催	2
休止	10

2017（平成 29）年度子ども若者ご縁づくり推進委員会活動報告

＜名　　称＞

子ども・若者ご縁づくり―キッズサンガをさらに－

＜目　　的＞

親鸞聖人のみ教えのもと、「あらゆる人々に阿弥陀如来の智慧と慈悲を伝え、もって自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現に貢献する」(浄土真宗本願寺派「宗制」前文）ことを「子ども・若者ご縁づくり」の目的とする

＜スローガン＞

手を合わせ　お念仏喜ぶ　人生を！

＜目　　標＞

ご縁のある大人が、すべての子ども・若者と接点を持ち、共に阿弥陀さまのご縁に遇い、全世代が「お寺を居場所」としながら、手を合わせお念仏喜ぶ人生を歩むため、各教化団体との連携を図り、「子ども・若者ご縁づくり」を推進していくことを目標とする。

＜具体的施策＞

1、「子ども・若者ご縁づくり（キッズサンガ)」の支援体制の確立

・各組サポーターとの連携

研修会の開催（なもナモ検定併催）

日時：8 月 26 日（土）13：30～16：30

場所：本願寺神戸別院本堂

参加人数：9 名

・各組における「子ども・若者ご縁づくり（キッズサンガ）の奨励

・各教化団体との連携

震災支援「報恩講子どものつどい」への参画　12 月 23 日(土）祝日

２、ご縁づくりのための啓発資料の活用

①千問書（専門書）vol.2 の作成検討

②なもナモ検定の実施

日　　時：8 月 26 日（土）13：30～15：30

場　　所：本願寺神戸別院本堂

参加人数：20 名

３、各教化団体との連携

震災支援「報恩講子どものつどい」への参画　12 月 23 日（祝日）

参加人数：201 人（子ども 146 名、大人：55 名）

場　　所：本願寺神戸別院

主催団体：兵庫教区少年連盟

協力団体：8 団体

兵庫教区参与会『蓮華会』・兵庫教区仏教婦人会連盟

兵庫教区寺族婦人会連盟・兵庫教区青年僧侶の会

兵庫教区門徒推進員連絡協議会

兵庫教区仏教青年連盟・兵庫教区門徒総代会

兵庫教区保育連盟

参加奨励団体：2 団体

兵庫教区仏教壮年会連盟・　スカウトクラブ

４、人材の育成

・日曜学校・子ども会への入会呼びかけ及び修了生へのアフターケア

５、情報の収集と発信

組キッズサンガ開催状況　（39 組中 17 組開催）　**※32 頁参照**

以　上

２０１７（平成２９）年度　各組キッズサンガ開催一覧

No.	組	開催日時	テーマ	会場	参加人数	特記事項
1	朝来	5/21（日）	「みんなで降誕会」	如来寺	28名 （子ども14名）	事前に2回のスタッフ会議を開催し、内容についての協議を重ねている。
2	神崎	7/21（金） ～8/10 （木）	ラジオ体操とお経教室	教正寺	50名 （子ども32名）	境内内でのラジオ体操に引続きお経教室を開催している。
3	神戸西	7/23（日）	なし	本誓寺	70名 （子ども30名）	子どもの参加が多い。お寺がコミュニティの場となるよう努めている。
4	揖龍西	7/24（月） ～25（火）	夏だ、お寺だ・ 泊まろうよ！	浄教寺	65名 （子ども45名）	組のサマースクールとして開催。
5	岡山北	7/30（日）	「何かがかわる⁉ ・・・かもしれない。」	京都	25名 （子ども12名）	組内で以前から子どもたちを本願寺に連れて行きたいという声が挙がっており、今回その願いが実現した。
6	出石	7/30（日）	なし	西宗寺	38名 （子ども20名）	組のサマースクールとして開催。
7	阪神東	7/31（月）	なし	浄円寺	58名 （子ども11名）	数年ぶりに組内寺院を会所として開催。多くのスタッフが携わっている。
8	網干	8/1（火） ～2（水）	お寺でご縁づくり	本願寺	47名 （子ども37名）	本願寺児童念仏奉仕団に参加。
9	宍粟	8/2（水） ～4（金）	いのちのかがやき	光泉寺	76名 （子ども47名）	組のサマースクールとして開催。
10	播磨中	8/5（土）	なし	光専寺	72名 （子ども23名）	スタッフの中に町内の役員なども入り、地域全体で開催をしている。
11	氷上西	8/19（土）	なし	正福寺	75名 （子ども40名）	多くのスタッフ・保護者が協力して開催している。
12	姫路西	8/22（火）	ひとりじゃない。 阿弥陀さまといっしょだよ	徳善寺	40名 （子ども17名）	組のサマースクールとして開催。
13	姫路中	8/23（水）	なもナモ検定	光源寺	103名 （子ども60名）	子どもが多く参加している。「千問書」を用いての開催。
14	姫路南	12/23（土）	なし	正福寺	40名 （子ども20名）	組内の若手僧侶を中心として、本番に向けて事前に会議等を行っている。
15	淡路	12/25（月）	子どもたち お寺であそぼう	浄光寺	33名 （子ども16名）	組の実践運動「子育て支援」として実施。
16	神戸東	2/18（日）	寒さなんか吹っ飛ばせ‼ みんな　お寺で遊ぼう‼	西方寺	120名 （子ども95名）	子どもたちの参加が非常に多い。
17	加古川	3/31（金）	ジェルキャンドルをつくろう	普光寺	30名 （子ども14名）	組内の青年僧侶の会員がスタッフとして参加。

兵庫教区　教化関係現況

2018年5月集約

	組名	寺院数	保育	スカウト	少年	仏青	仏婦	仏壮	寺婦	総代会	門推		ビハーラ		布教使
											人数	会	正	賛	
1	阪神東	25		1	4		24	15	○	○	50	○	1		11
2	阪神南	24	4		3		11	3	○	○	1		3		6
3	阪神西	21	3		2	1	16	2	○	○	1		1	1	10
4	阪神北	21		1	4		21	4	○	○	4	△		1	3
5	神戸東	30	2		6	1	12	7	○	○			2	1	11
6	神戸中	28	1				24	3	○	○					12
7	神戸湊	21	2				15	2	○		7	○	4	1	10
8	神戸西	26		1	3	1	12	2	○	○			1		5
9	北摂	20			2		15	13	○	○	11	○	1	1	8
10	神明	22				1	21	8	○	○	17	○		2	6
11	淡路	9			3		9	9	○	○	19	○			2
12	播磨東	15			1		14	10	○	○	3				3
13	播磨中	21			1		18	14	○	○	10		1	1	6
14	多可	10			1		10	1	○	○	1	△			4
15	加古川	28	2		6	1	25	24	○	○	17	△	2		10
16	高砂	19	2		3		15	12	○	○	3		1	2	6
17	神崎	20						3	○	○	11	○	1		5
18	神姫	13			1		12		○	○	26	○	1		7
19	姫路東	16						1	○	○	2				6
20	姫路南	16	4		3		3		○	○			1		2
21	姫路中	21			1		7	4	○	○	12	○	2		9
22	姫路西	23	2		3		7	5	○	○	12		1	2	5
23	網干	24	6	1	5	1	23	20	○	○	26	○	1	1	11
24	揖龍東	19	2		2		12	1	○	○	35	○			14
25	揖龍西	26	2		4	1	17	14	○	○	60	○			7
26	新宮	15	1					2	○	○	4				4
27	赤穂南	13			6		13	11	○	○	32	○	1	3	4
28	赤穂北	21	1		5		16	13	○	○	75	○	3		12
29	宍粟	21		1	4		3	5	○	○	7	○	1		14
30	佐用	15			2		13	11	○	○	23	○			5
31	多紀	23				1	1	1	○	○			1		1
32	氷上東	17					4	4	○	○	16				4
33	氷上西	18			1		3	6	○	○	6				6
34	朝来	16	1				11	3	○	○	8		1		5
35	養父	16	1				2		○	○					3
36	出石	18			2		18	14	○	○	21	○	1		6
37	城崎	21			2		17	11	○	○			1		4
38	岡山南	19			3	1	10	4	○		17			1	6
39	岡山北	14			1		2	1	○	○	6			1	6
	その他	1	4	1	1		1	1						1	
	合計	766	40	6	85	9	457	264	(39)	(37)	543	(16)	33	19	259

＊寺婦・総代会は組連盟結成状況　＊門推の○～協議会結成組

その他教化関係団体～青年僧侶の会、特別法務員協議会、矯正教化連盟、講社連盟

2018（平成 30）年度
「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）事業計画

１．重点プロジェクトの推進　　重点目標

◇「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会・常任委員会

⑴宗門重点プロジェクトの実践目標

＜貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～＞ －子どもたちを育むために－

①貧困問題の学びを深めるため学習会の開催

❶教区での学習会の開催　5 月 22 日

❷組等の学習会の検討

②貧困問題に取り組む宗教者としてあり方の検討

❶教区内・組・寺院等で活動されている取り組みの調査

❷貧困問題にかかわる宗教者としての取り組み方の検討

❸教区災害備蓄品の有効活用について連携をはかる

※兵庫教区重点プロジェクト～**17 頁参照**

⑵兵庫教区重点プロジェクトの実践目標

災害対応：防災システム構築と充実

①防災システム（セコム安否確認メールサービス）を

全寺院に登録するため組へ出向

②地震以外の災害においても防災システムの活用の検討

❶防災担当者の防災システム取扱い研修会を実施

❷教区ボランティアネットワーク構築のための研修会を実施

❸組災害対策研修会の開催奨励

③防災意識を高める防災システムを利用した取り組み

④別院に備える災害対策備蓄品の購入

※兵庫教区重点プロジェクト～**18 頁参照**

２．「御同朋の社会をめざす運動」の成果の点検・総括

◇「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会・常任委員会

⑴組「御同朋の社会をめざす運動」推進協議会との連携と推進状況の調査

⑵「組重点プロジェクト実施の奨励と取り組み内容の情報交換

※重点プロジェクト推進関係**～51 頁参照**

⑶御同朋の社会をめざす運動」人権啓発推進研修会

①組同朋講座【僧侶・寺族部門対象】【一般部門対象】の全組での開催

※「御同朋の社会をめざす運動」研修会開催関係～**54 頁参照**

3．「御同朋の社会の実現」のための取り組み

◇〔専門委員会〕研修講師団運営委員会

⑴「御同朋の社会をめざす運動」推進組研修会への出講

⑵「御同朋の社会をめざす運動」公開研修会の開催・・・年 2 回

⑶教区研修講師団研修協議会の開催（随時開催）

⑷近畿同朋運動推進協議会との連携

⑸差別解放運動団体との連携

⑹社会のあらゆる差別解消のための取り組み

①「部落差別解消推進法」等の啓発活動の展開

◇〔専門委員会〕同朋啓発研修委員会

⑴研修資料・教材の作成検討

4．平和・ヤスクニ・ハンセン病問題・環境問題への取り組み

◇「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会・常任委員会

⑴非戦・平和への取り組みの検討

①千鳥ヶ淵全戦没者追悼法要参拝・・・9 月 18 日（火）

②非戦・平和への取り組みの検討のための専門委員会の設置

⑵ハンセン病問題の啓発活動

①リーフレットを活用したハンセン病問題の啓発活動

②長島愛生園・邑久光明園入所者交流会の開催

③長島愛生園・邑久光明園の宗教関係行事等の今後の展望の検討

⑶社会問題への取り組み

①ビハーラ活動の推進

②矯正教化活動への取り組み

③高齢社会に対しての宗教者としての取り組みの検討

５．人材育成の取り組み

◇〔専門委員会〕連研委員会　※別紙参照

⑴連研（門徒推進員養成連続研修会）の推進

※連研目的の再確認する

①組連研開催の充実・推進・広報　　※連研開催関係～**71 頁参照**

❶全組での開催をめざして未開催、休止組への対応

②連研のための研究会の開催・・・年 2 回

③『新研修読本』を活用した研修会の開催

⑵門徒推進員の登録の奨励

①門徒推進員中央教習の受講の奨励

門徒推進員登録数　全国 10,401 名・兵庫教区 732 名（教区連絡協議会 542 名）

◇〔専門委員会〕子ども若者ご縁づくり推進委員会

※子ども若者ご縁づくり推進委員会活動計画～**39 頁参照**

⑴「子ども・若者ご縁づくり（キッズサンガ)」の支援体制の確立

①各組サポーターとの連携

研修会の開催　・・・5 月 25 日（金）13：30～

②各組における「子ども・若者ご縁づくり（キッズサンガ)」の奨励

※子ども若者ご縁づくり（キッズサンガ）開催関係～**75 頁参照**

③各教化団体との連携

震災支援「報恩講子どものつどい」への参画・・12 月 22 日（土）

⑵ご縁づくりのための啓発資料の活用

①千問書（専門書）の vol.2 の作成

②なもナモ検定の実施・・・8 月 25 日（土）13：30～

⑶人材の育成

①日曜学校・子ども会への入会呼びかけ及び修了生へのアフターケア

◇｛専門委員会｝各教化組織代表者協議会

⑴各教化組織団体と連携

①次代を担う念仏者の養成

②次代を担う僧侶・寺院子弟の養成

＜教化団体・所属団体＞

布教団・門徒推進員連絡協議会・門徒総代会・仏教壮年会連盟・仏教婦人会連盟
寺族婦人会連盟・仏教青年連盟・本派スカウトクラブ・少年連盟・保育連盟
ビハーラ兵庫・矯正教化連盟兵庫教区支部・特別法務員協議会・青年僧侶の会

6．いのちの尊さにめざめ・寄り添う取り組み

◇「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会・常任委員会

⑴阪神・淡路大震災総追悼法要　1 月 17 日（木）

①阪神・淡路大震災総追悼法要の勤修

②宗門学校生徒による震災・いのちに関する作文朗読

③1.17「いのち」を考える研修会の開催

◇｛専門委員会｝自死者追悼法要実行委員会

⑴自死問題へ取り組む人材の養成

⑵自死遺族のための自死者追悼法要の勤修

7．過疎・過密地域への対応

◇「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会・教区寺院振興対策委員会

⑴過疎・過密地域現状の掌握と対応の検討

8．文書伝道の充実

◇「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会・常任委員会

⑴啓発資料の作成

①教区新報 HYOGO の発行

発行回数年 4 回　発行部数 1 回 1,500 部

②教区新報『法』シリーズ（リーフレット）の発行・頒布普及

発行回数年 3 回

【執筆者】おぼん…宏林晃信（阪神南組浄元寺）

報恩講…森本光慈（氷上西組正福寺）

春彼岸…赤井智顕（阪神西組善教寺）

③教化資料等の配布の検討

⑵ホームページの機能充実、SNS の活用による情報提供

①行事・催し物情報の Facebook・インスタグラム活用の充実

②各種申請用紙ダウンロード機能の充実

③寺院検索・テレホン法話ページの充実

④教区新報 HYOGO・モダン寺新聞電子化の充実

９．その他

⑴「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会

⑵「御同朋の社会をめざす運動」教区常任委員会

以　　上

2018（平成 30）年度子ども若者ご縁づくり推進委員会活動計画

＜名　　称＞

子ども・若者ご縁づくり―キッズサンガをさらに－

＜目　　的＞

親鸞聖人のみ教えのもと、「あらゆる人々に阿弥陀如来の智慧と慈悲を伝え、もって自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現に貢献する」（浄土真宗本願寺派「宗制」前文）ことを「子ども・若者ご縁づくり」の目的とする

＜スローガン＞

手を合わせ　お念仏喜ぶ　人生を！

＜目　　標＞

ご縁のある大人が、すべての子ども・若者と接点を持ち、共に阿弥陀さまのご縁に遇い、全世代が「お寺を居場所」としながら、手を合わせお念仏喜ぶ人生を歩むため、各教化団体との連携を図り、「子ども・若者ご縁づくり」を推進していくことを目標とする。

＜具体的施策＞

１、「子ども・若者ご縁づくり（キッズサンガ）」の支援体制の確立

・各組サポーターとの連携

研修会の開催

日時：5 月 25 日（金）13：30～

場所：本願寺神戸別院

・各組における「子ども・若者ご縁づくり（キッズサンガ）の奨励

・各教化団体との連携

震災支援「報恩講子どものつどい」への参画　12 月 22 日(土)

２、ご縁づくりのための啓発資料の活用

・千問書（専門書）の増刷

・なもナモ検定の実施

日時：8 月 25 日（土）13：30～

場所：本願寺神戸別院本堂

・千問書（専門書）vol.2 の作成

３、人材の育成

・日曜学校・子ども会への入会呼びかけ及び修了生へのアフターケア

「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動） 活動図

「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会

1. 重点プロジェクトの推進　2018(平成30)年度 ～ 2019(平成31)年度
   (1)重点目標　＜貧困の克服に向けて～Dana for World Peace～＞
   ―子どもたちを育むために―
   (2)重点目標　防災システムの構築と充実　**※専門委員会設置**

2. 「御同朋の社会をめざす運動」の成果の点検・総括
   (1)組「御同朋の社会をめざす運動」推進協議会の連携と進捗状況の調査
   (2)組重点プロジェクト実施の奨励と取り組み内容の情報交換
   (3)『御同朋の社会をめざす運動』人権啓発研修会

3. 「御同朋の社会の実現」のための取り組み　**※専門委員会設置**

4. 平和・ヤスクニ・ハンセン病問題・環境問題への取り組み
   (1)非戦・平和への取り組みの検討　**※専門委員会設置**
   (2)ハンセン病問題の啓発活動　**※専門委員会設置**
   (3)社会問題への取り組み

5. 人材育成の取り組み　**※専門委員会設置**

6. いのちの尊さを伝える取り組み
   (1)阪神・淡路大震災総追悼法要の勤修
   (2)1.17「いのち」を考える研修会の開催
   (3)自死者追悼法要　**※専門委員会設置**

7. 過疎・過密地域への対応
   (1)過疎・過密地域現状の掌握と対応の検討　**※専門委員会設置**

8. 文書伝道の充実
   (1)啓発資料の作成
   (2)ホームページの機能充実、SNSの活用による情報提供

専門委員会

◆重点プロジェクトの推進　2018(平成30)年度 ～ 2019(平成31)年度
※専門委員会設置
(1)重点目標　＜貧困の克服に向けて～Dana for World Peace～＞
―子どもたちを育むために―
(2)重点目標　防災システムの構築と充実

◆「御同朋の社会の実現」のための取り組み
研修講師団運営委員会
(1)「御同朋の社会をめざす運動」公開研修会
並びに教区研修講師団研修協議会
(2)組同朋講座【僧侶・寺族部門】【一般部門】の開催
{「御同朋の社会をめざす運動」人権啓発推進研修会}
同朋啓発研修委員会
(1)研修資料・教材の作成

◆平和・ヤスクニ・ハンセン病問題・環境問題への取り組み
非戦・平和への取り組みの検討専門委員会（仮称）
長島愛生園・邑久光明園の宗教関係行事等の将来展望検討専門委員会（仮称）

◆人材育成の取り組み
連研委員会
(1)連研（門徒推進員連続研修会）の推進
(2)門徒推進員の登録の奨励
子ども若者ご縁づくり推進協議会
(1)「子ども・若者ご縁づくり（キッズサンガ）」の支援体制の確立
(2)ご縁づくりのための啓発資料の活用
各教化組織代表者協議会
(1)各教化団体と連携

◆いのちの尊さを伝える取り組み
自死者追悼法要実行委員会
(1)自死問題への取り組む人材養成
(2)自死遺族のための自死者追悼法要の勤修

「子ども･若者ご縁づくり」基本方針

Ⅰ.はじめに

青少年教化は多くの方々により営々と取り組まれてきました。その営みをうけて、これを全宗門的な運動とすべく、親鸞聖人 750 回大遠忌宗門長期振興計画における「次代を担う『人』の育成」の一環として「青少年教化対策」が提示されました。

この対策において、子どもの現状を知り、子どもの「今」を支え、阿弥陀さまとの「ご縁づくり」をしていこう、そしてこれを全宗門的な運動としていこうと取り組まれているのが「キッズサンガ」です。

これは「ご縁のある大人たちが　すべての子どもと接点を持ち　子どもとともに阿弥陀さまのご縁に遇っていこうとする運動」として推進されています。この取り組みが、あらためて青少年教化は重要な課題であるという認識も深めてきました。

子どもたちが青年となっても、引き続きご縁を深めてもらえるような具体的対策を取ること、そして今まで全くご縁の無かった若者へのご縁づくりを行うことは、人々の苦悩に寄り添おうとする私たちにとって、必然の課題と考えます。

また、この度の法統継承を機縁とし、宗門として「次代を担う人の育成」の取り組みに、なおいっそう努めたいと思います。

もとより青少年教化は乳幼児期から青年期すべてを網羅するものですが、対象と内容が絞り込めない面がありました。そこで「青少年」を**『子ども・若者』**、「教化」はまず**『ご縁づくり』**からと焦点を絞り、日本国内はもとより世界の子ども・若者たちが、阿弥陀さまのご縁に遇い、自らの存在の尊さに気づき、お互いを敬い大切にし、助けあえる社会の実現者になってもらえるよう、キッズサンガの願いを併せもったうえで、『子ども・若者ご縁づくり』の名称のもと取り組んでいきたいと思います。

以下は、「若者へのご縁づくり」について特化して、その方向性を述べるものですが、「子どもへのご縁づくり」の取り組みについては、キッズサンガ「推進ガイドライン」などに示されている方向性で、引き続き「お寺を子どもの居場所に」の願いのもと、若者へのご縁づくりと同時進行で推進していくことを基本的な方針といたします。

※子ども：乳幼児期、学童期及び思春期にある者を指します。

※若　者：思春期、青年期の者、場合によっては４０歳未満のポスト青年期[1]を含みます。

1 ポスト青年期は、青年期を過ぎ、大学などにおいて社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や、円滑な社会生活を営む上で困難を有する４０歳未満の者をさす

Ⅱ.「基本理念」　～二つの願いを持ちながら～

子ども・若者は、かけがえのない「今」を生きています。「ご縁づくり」に取り組むにあたっては、

① 宗教・仏教・浄土真宗・寺院・僧侶について、また合掌することの意味などを分かりやすく伝えることで、正しく理解し共感してもらい、これらに馴染んでもらいたい。

② 現代社会を生きる若者たちに寄り添い関わり続けることで、共に「人生の方向と生きる意味」を考えていける「若者の居場所づくり」をしていきたい。

この二つの願いとキッズサンガで示されている願い[2]をあわせ持って、子ども・若者たちが今も将来も親鸞聖人の教えに親しみ、聴聞の座に連なる「人」となり、心豊かな人生と社会の実現者になってもらうことを、「子ども・若者ご縁づくり」の基本理念としたいと思います。

Ⅲ. 若者へのご縁づくり「二つの柱」

ご縁づくりは対象別に以下の二つとし、それぞれに取り組みたいと思います。二つは相互に関連することでもありますが、ご縁づくりの大きな「柱」とします。

1「すでに少しでもご縁がある若者」

・保育園・幼稚園・日曜学校・子ども会・スカウト活動・仏教青年会・宗門校などや、キッズサンガの取り組みでご縁のできた若者たちに、継続的にご縁を「つくる」「はぐくむ」「深める」ことのできる企画や活動事例・教材等を、教区・組・寺院や宗門校などの現場と宗派が相互に提案、提供、また情報交換をしながら「ご縁づくり」に取り組んでいく。

2「今までご縁の無かった若者や、生きづらさを抱えている若者」

・ご縁の無かった若者に、宗教あるいは仏教・寺院・僧侶などへの先入観や誤解を解く取り組みの中で、仏教を依りどころに生きることを提案していく。

・生きづらさを抱えている若者に寄り添い、阿弥陀さまの心に触れ独りではないということに気づいてもらえる取り組み。

・協議のうえ必要と思われる企画や行事を実行していく。

Ⅳ.「ご縁づくり」取り組みのために

・呼称について　　～なぜ、子ども・若者なのか？～

青少年教化は先輩諸氏方の地道な活動により取り組まれてきた歴史があり、その積み重ねの上に「キッズサンガ」が、運動として始まりました。

その間、「青少年教化」の呼称に長く親しんで活動してきましたが、「青少年」というくくりでは活動の上で対応しにくい場面が少なからずありました。

たとえば「少年」の場合、乳幼児世代が入るのか入らないのか？中学生・高校生の世代は少年か？青

---

2 キッズサンガ「推進ガイドライン」宗門長期振興計画推進対策室 寺院活性化担当（２０１３年４月発行）

年か？「青年」の場合も、どこまでを青年とするのか？

加えて昨今は社会環境の変化により、少年や青年の置かれている状況が特に複雑多様化してきています。

そこで「ご縁づくり」を実りある取り組みにするには、世代整理は必要不可欠と考えました。さらに、これは宗派外の子ども・若者をも視野に入れての活動ということを、より鮮明にする必要があると考え、**「子ども・若者ご縁づくり」**と、対象と内容を明確にした上で取り組んでいきたいと思います。

・体制について　～誰が、どのように～

キッズサンガ運動を継続させ、さらに展開していくとともに、若者へのご縁づくりを推進していくために宗派に「子ども・若者ご縁づくり推進室」を設置いたしました。

ご縁づくり活動の内容は、「子ども」から「若者」という世代・属性など多岐にわたりますので、推進室に中央キッズサンガ推進委員会の機能と、若者へのご縁づくり推進をするという、二つの役割を併せ持つ「（仮称）子ども・若者ご縁づくり推進委員会」を置き、それぞれのご縁づくりに応じた部門や、必要な場合は専門部会などを組織するなどして推進したいと考えています。

「ご縁づくり」に取り組むにあたり、「二つの柱」の1については、キッズサンガの取り組み発展形と捉えていますので、現在キッズサンガに取り組まれている教区や組の機構を活かし推進していくことや、保育連盟・宗門校などと強力に協働をしていくことを考えています。

また2の取り組みは、これまでのキッズサンガの活動に加え、若者の置かれている状況と若者文化を視野に入れ、大胆な発想や手立てをもって企画し、活動環境を整えながら宗派としてご縁づくりに取り組んでいくことを考えています。また宗派内にとどまらず、ひろく宗派外と協働することも視野に入れたいと思います。

仏教青年連盟との関係は、青年層を結集していこうとする取り組みが連盟にありますので、ご縁づくりを通して宗派が協調・支援をするものとして考えています。

宗派内の教化団体においても、キッズサンガ同様、年度活動方針の中に「若者へのご縁づくりに参画していく」という方向性を打ち出すなどにより、共に取り組んでいただきたいと考えています。

また宗派の人材養成機関・研修などで、この「ご縁づくり」について知ってもらう機会を設けてもらえるよう働きかけをしていきたいと考えています。

Ⅴ. ご縁の無かった若者へのご縁づくりについて

・若者と宗教の接点と可能性

「必要なモノはお寺ではなくて、仏教なのです」※3という声があります。一般社会では、仏教の教えには期待するが、それを伝えるお寺が本来の役割を果たしていないとの意味でしょう。これは私たちの努力不足と、私たちの在り方が批判的に見られていることですし、これが「寺離れ」といわれる現象に拍車を掛けているのではないでしょうか。

一方、門徒に限らず一般にお寺を開放して催される様々な行事では、若者を含むあらゆる年代層の参加者があります。また若手僧侶が、若者と仏教を結びつけようとネットやフリーペーパー等での情報発信をしたり、若者が集まる繁華街の一角に僧侶自身が出かけて行き、悩みを聞くことや法話をするなどを試みている場面には、興味をもってくれる若者の姿があります。

生きづらさを感じている若者にとって、そのような所が居場所なのかも知れません。またこのようなご縁で初めて仏教に触れ「新鮮な驚き」を味わっているともいえます。

これは若者たちが宗教・仏教に触れ学ぶ機会が無かったためであり、宗教・仏教への誤解が、若者だけではなく一般社会に蔓延しているためでもありますが、ここに私たちの工夫と努力次第で、宗門に新たなる可能性（アクションのヒント）があることも示されているのです。

・まず、馴染んでもらうことから

今まで青年層に仏教に触れてもらおうと青年教化活動は地道になされ、それにより多くの方がご縁に遇うことができました。しかし、そのご縁に遇える方は、人数も所属も、限られた範囲にとどまってしまっている現状があります。

この原因はいろいろな事が考えられますが、その一つには私たちが何気なく使っている言葉や表現方法が、一般社会では通用しにくくなっていることが、人々にとって仏教・浄土真宗・お寺などを馴染みにくいものにしていると思われます。

馴染みのない所には、近寄りにくいということがあります。初めてご縁に遇う若者に私たちは先ず、仏教・浄土真宗・お寺などに馴染んでもらえるようにすることで、本来の仏教・お寺などの意味を知ってもらうことが必要ではないでしょうか。

取り組みに当たっては、既成概念にとらわれない、大胆な発想と手法や言葉などを駆使して、若者たちが、これらにまず馴染んでもらえる「ご縁づくり」から始めたいと考えています。

そうした取り組みを地道に行い続けることで、若者たちが親鸞聖人の教えに親しみ、やがて聴聞の座に連なる「人」になってもらいたいものです。

---

3 （幻冬舎ルネッサンス新書「お寺が救う無縁社会」北川順也著・２３５頁）

Ⅵ. 取り組みの具体化にあたって

・下記のような視点を持ち、取り組みの具体化をしていきたいと考えています。

① 子ども・若者の現実に学びつつ、その現実と取り組みとが乖離しない
② 子ども・若者も、教えを聞き、お救いに遇う正客である
③ 困難や問題を抱えている方も、仏さまの教えで人生を生きてもらいたい
④ 「ご縁づくり」を通して、失われつつある「他を思い遣る心」を育てていく
⑤ カルトから子ども・若者たちを護る手立てをとる
⑥ 対象は宗派内に留まるものではなく、日本全体と世界を視野に入れる
⑦ 年代・世代・属性に、それぞれ応じた取り組み方法を考える
⑧ 宗教・仏教・寺院・僧侶などへのイメージ変革を促していく
⑨ 本願寺・浄土真宗・築地本願寺などに親しめる、新たなイメージを創出する
⑩ 本願寺及び本廟などの法要行事等における、子ども・若者ご縁づくりの可能性について企画提案をする
⑪ 若者と接点がある個人・グループと連携し、必要に応じて支援をする
⑫ 活動の方向性に違いがない、一般社会の各種団体等と連帯することを厭わない
⑬ 既存の仏教青年会や各教化団体と、協力し合い若者のさらなる結集を促す
⑭ 進学・就職を契機に都市部への移動が予想される若い世代が、どの地にあっても引き続きご縁に遇える環境(居場所・拠点)づくりも課題とする
⑮ ご縁づくりは５０年先、１００年先を見据えた活動であるから、手間と時間が掛かることを念頭に置きつつ、運動としてじっくりと取り組んでいく
⑯ 短期目標を節目ごとに置くことで、取り組みにメリハリをつける
⑰ その他

Ⅶ. 用語について

「青少年教化」を「子ども・若者ご縁づくり」に…

青少年：乳幼児期から青年期までの者をさす。
なお、乳幼児期からポスト青年期までを広く「ご縁づくり」の対象とするということを明確にするため、「青少年」に代えて「子ども・若者」という用語で取り組みを行っていきたいと思います。

（参考）　※乳幼児期は、義務教育年齢に達するまでの者をさす
※学童期は、小学生の者をさす
※思春期は、中学生からおおむね１８歳（高校生）までの者をさす
※青年期は、おおむね１８歳からおおむね３０歳未満までの者をさす

上記用語は、「子ども・若者ビジョン」
～子ども・若者の成長を応援し、一人ひとりを包摂する社会を目指して～
（平成２２年７月子ども・若者育成支援推進本部決定；内閣府）で規定されたものに依っています。

推進体制について

1. 新推進体制とねらいについて

平成26年度4月に「子ども・若者ご縁づくり推進室」が設置され、また平成27年5月31日をもって「親鸞聖人750回大遠忌法要宗門長期振興計画」が終結いたしました。この「推進体制について」は、これまでの全寺院「子どものつどい」－キッズサンガ－実施計画の事務提要からの変更点や新推進体制の概要をまとめ、今後、「子ども・若者ご縁づくり（キッズサンガ）」をさらに進めていこうとするものです。

（1）これまでのご縁づくり（キッズサンガ運動）

キッズサンガ推進体制は、2007（平成19）年5月に宗門長期振興計画推進対策室寺院活性化推進部により発行された全寺院「子どものつどい」－キッズサンガ－実施計画の事務提要≪教区・組用≫にまとめられています。

この事業は、親鸞聖人750回大遠忌法要宗門長期振興計画（以下、「宗門長期振興計画」という。）の重点項目「次代を担う『人』の育成」に基づき、子どもと寺院および宗門の将来的展望を切り開くため、全寺院で「子どものつどい」－キッズサンガ－の実施をめざすものとしてスタートした事業です。

（2）宗門長期振興計画の終了（新体制の必要性）

平成17年8月から平成29年3月までの12カ年の宗門長期振興計画の中で、総額4億円の予算によりキッズサンガを計画実施いたしました。（なお、宗門長期振興計画は、「宗門総合振興計画基本規程」の施行により平成27年5月31日に終結）

このキッズサンガの成果をふまえ、平成26年ご門主様の法統継承式を機に、3月21日宗則第1号によって、子ども・若者ご縁づくり推進室設置規程を定め、総局のもと「子ども・若者ご縁づくり推進室」が設けられました。これにより、キッズサンガの所掌が、宗門長期振興計画推進対策室寺院活性化推進部から子ども・若者ご縁づくり推進室へ移行いたしました。これは、子ども・若者を対象とした「ご縁づくり」の企画推進及びその活動支援をさらに重点的かつ継続的に推進発展させ、もって宗門の目的達成に資するためであります。

今般、伝灯奉告法要並びに親鸞聖人ご誕生850年・立教開宗800年慶讃法要の修行と記念行事の推進を計画する平成27年から平成36年までの「宗門総合振興計画」実施にあたる時期であることから、あらためて子ども・若者ご縁づくり、キッズサンガの取り組みの新体制を示すこととなりました。

（3）新体制のご縁づくり（願いを引き継ぎ、新たな挑戦－現状維持では発展しない－）

子ども・若者ご縁づくりでは、**目標として「手を合わせ、お念仏申す人になってもらいたい」と表現し、次世代と共に、ご縁を「つくり」、「つなぎ」、「深める」事業計画を推進しています。**

これは、小学生以下の年代へのご縁づくりはもちろんのこと、ともすればこれ以後途切れることの多かったご縁を、中学生、高校生、さらにそれ以降の年代にまでつなぎ続け、

また、これまで全くお寺にご縁のなかった若者へも新たなご縁をつくっていこうとする取り組みです。したがって、これまでのキッズサンガを引き続き推進しつつ、さらに視野と対象年齢層を広げた活動ができる推進体制をつくる必要があります。

宗派の推進室にはマネージャーが置かれ、子ども・若者への経常的なご縁づくりを推進する体制が整いつつあります。教区においても同様に教区マネージャーを置き、これまで以上に幅広い年齢層へ向けたご縁づくり、キッズサンガを推進するための新体制を整えていきたいとするものです。

そのためには、これまでの願いを引き継ぎつつ、新たな挑戦にむけての柔軟で斬新なアイデア・行動力をもって、僧侶、門信徒がともに意識改革をおこしながら協力して力をあわせていくことなどが必要です。

（4）事務提要からの変更点

＜名　　称＞

子ども・若者ご縁づくりーキッズサンガをさらにー

＜事業内容＞

親鸞聖人７５０回大遠忌宗門長期振興計画基本規程（平成１７年宗則第８号）に基づく宗門長期振興計画の重点項目として推進される「次代を担う『人』の育成」に関し、その成果をふまえ、キッズサンガの理念を全寺院に浸透させるとともに、宗門の目的達成に資するため、子ども・若者を対象とした「ご縁づくり」を重点的かつ継続的な推進発展を図るものです。

＜目　　的＞

親鸞聖人のみ教えのもと、「あらゆる人々に阿弥陀如来の智慧と慈悲を伝え、もって自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現に貢献する」（浄土真宗本願寺派「宗制」前文）ことを「子ども・若者ご縁づくり」の目的とします

＜総合テーマ（目標）＞

～次世代育成～「子ども・若者ご縁づくり」

ご縁のある大人が、すべての子ども・若者と接点を持ち、共に阿弥陀さまのご縁に遇い、全世代が「お寺を居場所」としながら「手を合わせ、お念仏申す」人となることを、「ご縁づくり」の総合テーマとします

＜活動テーマ＞

キッズサンガの願いである、阿弥陀さまのご縁に、子ども・若者そして大人も共に遇っていこうとする教化活動を「ご縁づくり」とし、ご縁を**「つくり」「つなぎ」「深める」**ことを活動のテーマとします

※2015(平成27)年度子ども・若者ご縁づくり推進にかかる活動方針・事業計画書より抜粋
年度毎の活動方針・事業計画は、毎年定めて年度当初に本願寺ホームページhttp://www.hongwanji.or.jp/へ掲載いたします。

＜方策＞

① 宗務所に平成28年4月1日付「子ども・若者ご縁づくり推進委員会」が設置されます。この推進委員会は、2009(平成19)年4月24日付、青少年教化対策の具体的施策として「全寺院『子どものつどい』キッズサンガ」を円滑に推進するために設置された「中央キッズサンガ推進委員会」及び、2013(平成25)年9月2日付、キッズサンガを基盤とした発展的施策の検討並びに推進、及び青年層への教化にかかる具体的方策を図るために設置された「青年教化推進委員会」が、平成27年度を以って委員の任期満了となります。この機会に上記具体的方策を統合し、両推進委員会の機能と所掌事項を併せ持つ推進委員会を新たに設置するものです。

② 教区に「教区子ども・若者ご縁づくり推進委員会」を設置してください。
これについては、「３．子ども・若者ご縁づくりーキッズサンガをさらにー推進体制図」の項を参照してください。

③ 組については、子ども・若者ご縁づくり実施部門の再確認をしてください。
これについては、教区・組における推進体制は、「１．新推進体制とねらいについて（１）これまでのご縁づくり（キッズサンガ運動）」の中で記載しましたように、2007（平成19）年に全寺院で「子どものつどい」ーキッズサンガーの実施をめざすものとして事務提要を作成し、ご依頼をしておりますように、各教区の事情や現場に合った組織を構成のうえ、推進いただいています。このたびの推進体制の意図をお汲み取りいただき、教区・組における推進体制の再確認をお願いいたします。

④ 新推進体制では、事務提要でお願いした寺院に対して運営方法の相談窓口や以下のような役割を担う方を配置する支援体制を継承します。

＜教区＞

（イ）子ども・若者ご縁づくり教区マネージャー（旧キッズサンガアドバイザー等）

教区マネージャーは、教区における子ども・若者を対象とした教化専門の相談員的立場であり、教区内でのご縁づくり推進の具体的役割を担います。

教区教務所長の委嘱により任用されます。教務所長の委嘱後、所定の書式により速やかに総局に報告いただきますようお願いいたします。また宗務所で随時開催する「教区マネージャー研修会」を受講いただきます。

また、サポーター養成のための「サポーター研修会」を実施して下さい。

※キッズサンガアドバイザーについては、宗門長期振興計画の終了に伴って平成28年3月31日をもって、任期満了とします。また子ども若者ご縁づくり推進のため新体制における推進役として教区マネージャーを置き、今後の運動を進める推進役として適任と思われる者を（キッズサンガアドバイザー等と協議し、）教務所長が委嘱します（子どもはもとより、青年層の教化活動に取り組んでいる方及び寺院の未来像を持っている方・キッズサンガアドバイザー再認可）。任期は平成２８年４月から「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会任期に合わせることとします。

子ども･若者ご縁づくり推進員会説明簡略図＜参考＞

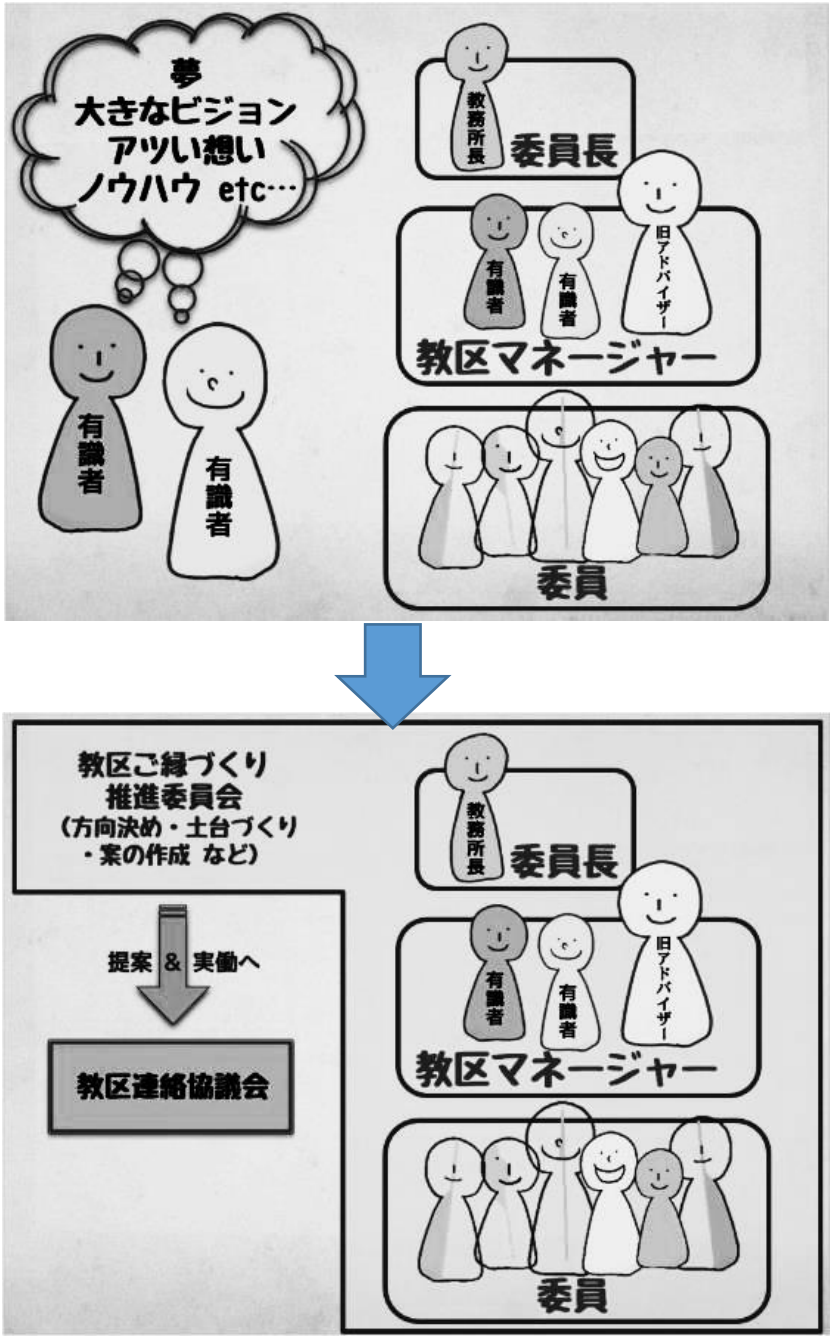

＜組＞

（ロ）子ども・若者ご縁づくりサポーター

子ども・若者ご縁づくりの組における推進役であり相談窓口です。サポーターは、設置当初からの役割は同じですが、「子ども・若者ご縁づくり」の「事業内容」、「目的」、「総合テーマ（目標）」、「活動テーマ」をもって子ども層に留まらず、若者層も対象として取り組んでまいりますこと、ご協賛のうえご協力をお願いいたします。

2018(平成30)年度　各組助成金交付一覧

助成金対象の行事・事業		教　区	宗　派	合　計	備　　考
一　般	教区費完納奨励 教化助成費	完納額 の5%	勧励要綱 にて	完納額 の5%	(教区)7月末日までの 完納組に対して
実践運動	実践運動 組事務補助費		180,000	180,000	
	組重点プロジェクト 推進実施報告		20,000	20,000	報告書の提出
	組同朋講座 (僧侶・寺族部門)	30,000	5,000	35,000	報告書の提出 (出向者は教区より派遣) (研修課題を原則) (但し1ケ月以内に報告)
	組同朋講座 (一般部門)	30,000		30,000	報告書の提出 (出向者は教区より派遣) (研修課題による 研修が望ましい)
布　教　団	組布教大会	20,000		20,000	報告書の提出 (但し1ケ月以内に報告)
	組青年布教使 布教大会	10,000		10,000	事前に申し込み (出向者は教区より派遣) 年度内6組まで先着
門徒総代会	組門徒総代 研修会	10,000		10,000	報告書の提出 (但し1ケ月以内に報告)
連　　研	組連研開催助成 (1期2年間の開催)	100,000 (1期/200,000)	(1期/20,000)		2年間12回を原則 (36時間以上) 計画・報告書の提出 宗派は1期に対して の助成金額 教区は1年ごとに 100,000円を助成
子ども若者 ご縁づくり	組キッズサンガ 開催助成	30,000		30,000	報告書の提出 (但し1ケ月以内に報告)

2018(平成30)年度 組重点プロジェクト推進助成金交付要項

1．趣　　旨　「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)推進の一環として、組における重点プロジェクトの推進に資するため、各組が策定した実践目標の達成に向け活動を実施した組に対して助成金を交付するもの

2．活動内容　各組の重点プロジェクトに基づく取り組み
- 各組で策定した実践目標の達成に向けた活動を企画、立案し、実施する
- 活動後、明らかになった課題や成果を確認し、次回以降の活動内容に反映する
- 各組での活動を原則とするが、2組・3組と合同で活動することもできる

3．対象期間　2019(平成31)年3月31日まで

4．活 動 者　組内僧侶・寺族・門信徒や、これまで浄土真宗とご縁のなかった方

5．助 成 金　1組あたり20,000円を交付する(1年度1回の交付)
但し、3組以上合同実施の場合は、60,000円を限度とする

6．事務手続　(1)組における事務
- 活動後に教務所へ「実施報告書〈様式③〉」を提出する(合同実施の場合にも各組より提出)
  ※報告書は、概ね、活動後1カ月以内の提出を目処とし、平成31年4月3日までに提出する

7．備　　考
- 教区においては、「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会等で、本要項の周知及び活動内容の情報交換や連絡調整を行う
- 提出された「実施報告書」を重点プロジェクト推進室において分析し活動事例として集約のうえ、本願寺ホームページ等で発信する
- 各組において、活動事例を参考としながら、宗門全体の活動がより充実したものとなるよう進める

8．添付書類　「実施報告書」【組用】〈様式③〉

以　上

＿＿＿＿組 重点プロジェクト 実施報告書

参画寺院数	組内　　ヵ寺中　　ヵ寺	参画者内訳	門信徒	男性(　　)名・女性(　　)名
実践目標			僧侶	男性(　　)名・女性(　　)名
			寺族	男性(　　)名・女性(　　)名
			その他	男性(　　)名・女性(　　)名

活動内容 ＜実践目標達成に向けて取り組んだ内容を詳細にご記入ください。＞ ※参考資料があれば添付ください。

活動後の成果＜「目標に対する達成状況」、「改善策」、「次回以降の計画」を順に記入ください。＞
「目標に対する達成状況」 「改善策」 「次回以降の計画」

その他、特記事項等

上記の通り報告いたします。

＿＿＿＿組組長　　印

※本報告書は、概ね、活動後1カ月以内の提出を目処とし、平成31年3月31日までに提出ください。

＜様式③＞

「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）

兵庫教区　組重点プロジェクト推進のための協議会開催について

１．趣　　旨　　新たに策定された「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）総合基本計画・重点プロジェクトに基づき、ご親教『念仏者の生き方』のお心をいただき、具体的な平和貢献策として取り組む、宗門重点プロジェクトの実践目標＜貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～＞－子どもたちを育むために－を推進するために、教区内各組において協議会を開催する。

２．内　　容　　(1)説明並びに問題提起【1 時間程度】

①「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）総合基本計画・重点プロジェクトの改訂ならびにその取り組みについての報告

②『念仏者の生き方』に学び行動するための平和貢献策としての重点プロジェクト実践目標＜貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～＞－子どもたちを育むために－について

(2) 全体協議会【30 分程度】

※組内で、すでに取り組まれている活動等について聞き取り合わせてさせていただきます。

３．期　　間　　２０１８(平成３０)年度中開催とします。

４．対　　象　　「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）組委員会委員

５．会　　所　　組内寺院・その他

６．出 向 者　　(1)「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）委員会常任委員等と担当事務局

(2)上記で委員が出向できない場合事務担当職員

７．経費負担　　派遣にかかる交通費・日当は、教区が負担するものとする。

８．出向依頼　　原則として開催日の１ヶ月前までに教務所まで、ご連絡ください。

９．そ の 他　　ブロックでの開催も可能ですのでご相談ください。

以　上

「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）人権啓発推進僧侶研修会
【僧侶・寺族部門】同朋講座　開催要項

１．趣　　旨

宗門では、2012 年度より「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）＜以下、「実践運動」＞と運動名称を改め、それまでの基幹運動の成果と課題を踏まえた、「実践運動」総合基本計画に基づき展開しています。

振り返りますと 1983（昭和 58）年の差別墓碑・差別法名・過去帳の調査によって、過去帳の差別記載が明らかとなり、教団全体の取り組みとして 1992（平成４）年 4 月から「基幹運動推進僧侶研修会」が実施されました。以降、宗門の組織機構の変更に伴い、名称は変えながらも昨年（2017 年）で 25 年を迎えました。

また、2012 年の安芸教区「過去帳又はこれに類する帳簿の開示問題」によって、本研修会当初から課題とされていた、差別の現実に学ぶこと、また教学的課題に対する取り組みの継続が改めて確認されました。今一度、これらの課題についても問い直しが必要な時期にきているのではないかと思われます。

専如門主は、ご親教『念仏者の生き方』において「仏法を依りどころとして生きていくことで、私たちは他者の喜びを自らの喜びとし、他者の苦しみを自らの苦しみとするなど、少しでも仏さまのお心にかなう生き方を目指し、精一杯努力させていただく人間になるのです」と具体的な生き方をご教示くださいました。

ご親教のお心を体して、「実践運動」総合基本計画には、「現代社会は、人と人との関わりが希薄になり、人々は様々な価値観の違いにより、互いに対立し時に傷付け合っています。私たち念仏者は、立場の違いを認めつつ、誰もが排除されることのない社会をめざしていかなければなりません」と現代の苦悩に向き合いつつ、御同朋の社会をめざしていく有りようが示されています。

また、宗門重点プロジェクトの実践目標では具体的な平和貢献策として、新たに「貧困の克服」を課題とし、国内外の貧困問題への取り組みについても提起されています。

本研修会は、「実践運動」総合基本計画の策定趣旨に基づき、これまでの学びを踏まえ、宗門における人権・差別問題の課題を教区・組の取り組みを通して学びを深め、僧侶としての課題に繋げていきたいと思います。

私たちの周りにある社会問題や意識の多様化から起こる人権の課題に対して、具体的な取り組みを実践することは、『宗制』に定められた「自他共に心豊かに生きることのできる社会」の実現につながります。本年度も御同朋の社会をめざして、ともに実践運動を進めてまいりましょう。

２．研修課題

① 過去帳又はこれに類する帳簿の取扱について

過去帳等の記録は個人情報であり身元調査に利用されないため『「過去帳等取扱基準」及び新「差別事件糾明のための方途」学習会用冊子』を利用し研修を行なう。

② 経典から学ぶ差別の現実について

僧侶研修会開始から 25 年を経て、改めて経典における差別用語を通して差別問題を学ぶ。（女人往生、根欠、梅陀羅 等）

③ 教区又は組が独自に設定する人権・差別問題について＜参考例＞

(1)「兵庫教区同朋講座における差別発言事件」並びに「兵庫教区内より発信された連続差別投書事件」からの学びについて(2)同和問題（部落差別解消推進法）
(3) 外国人差別(ヘイトスピーチ解消法)(4) 障害者問題（障害者差別解消法）
(5) ハンセン病問題　(6)ＬＧＢＴ(7)災害と人権

３．開 催 期 間
２０１８（平成３０）年度内の開催とします。**（出来るだけ年内に開催ください）**

４．開 催 場 所
組内寺院・その他

５．開 催 方 法
年度当初に、教区(特区)と組で協議・相談のうえ、課題①～③の範囲でやり易い運営方法で開催してください。
○研修会の開催形式は、各組での開催を原則とします。
○全僧侶への周知案内に留意ください。

６．講師出講制度について

［１］教区研修講師団より派遣

各組組長が推薦し教務所長が委嘱した講師団から選定する。但し、推薦された講師は事前に『教区研修講師研修会』を受けたもので、組からの依頼により講師名簿から教務所が研修テーマにあった講師を派遣する。

［２］一般財団法人同和教育振興会の講師斡旋【研修課題①・②の研修を行う場合】

・同和教育振興会の講師派遣制度を利用することができます。この場合、派遣にかかる交通費は同和教育振興会が負担いたしますが、謝礼・宿泊費・その他講師招請にかかる経費は主催者側(教区又は組)の負担となります。尚、講師の指定は出来ません。

同和教育振興会負担経費(交通費)には、予算の上限があるため、希望の際は早めに**教務所を通じて社会部＜人権問題担当＞宛、ご連絡ください。**

≪※同和教育振興会の講師派遣利用にかかる事務手続きについて≫
(1)別紙申請書＜様式④＞（同和教育振興会宛提出用）を利用ください。
(2)原則として、開催日の２ヶ月前迄に申請を行うものとします。
(3)都合により要請に応じられない場合があるため、少なくとも第２希望まで派遣希望日を設定してください。
(4)研修会開催日から１ヶ月以内に、別紙報告書＜様式⑤＞を同和教育振興会宛提出ください。

［３］宗派からの講師派遣制度の利用【研修課題③の研修を行う場合】

・「御同朋の社会をめざす運動（実践運動）人権啓発推進僧侶研修会」とする場合で研修課題③の「人権・差別問題」に関する研修会として実施される場合にのみ講師派遣制度の対象となります。
・重点プロジェクト推進室の「研修会講師派遣等にかかる対応」を利用することができます（別様式）。**＜派遣経費は宗派負担の場合、教区助成金は交付いたしません。宗派助成金５千円のみとなります。＞**
・テーマ及び出向日程については重点プロジェクト推進室を通じて予めご相談ください。
・伝道本部各室部長及び総合研究所研究員等、宗務所員を講師として派遣致しますので宗務の都合等により要請に応じられない場合もあります。

7．プログラム

基本日程（案）【１５０分設定】

時間配分	プ ロ グ ラ ム	備　　考
１５分	開 会 式　＊勤　行 ＊挨　拶	 趣旨説明含
６０分	問題提起	講師
３５分	話し合い（班別討議）	座長・記録
５分	休憩	
３０分	全体討議　＊話合い報告 ＊全体討議 ＊ま と め	 討議司会 講師
５分	閉 会 式　＊挨　拶	

※参加人数により内容を変更することも可能です。

8．助　成　金

研修課題①～③いずれかの内容を行った研修に対し、助成金を交付します。

(1)研修会終了の組・沖縄県宗務特別区へ１回に限り助成金を交付します。

(2)組開催に対して教区 3 万円・宗派 5 千円を助成します。

9．開催後の事務手続き・報告書の提出について

(1)**組における事務**

※原則として**開催日の１ヶ月以内**に教務所・特区事務所へ「報告書(様式③)」を提出ください。

※特に**３月開催分については**、開催後、**直ちに**教区へ提出ください。

※研修会のレジュメ等提供可能な資料教材がある場合は提出ください。

※報告書は、２組以上の合同開催の場合も**各組より提出してください**。また報告書内の「研修をふりかえって」には、各組内よりの研修を受けて、人権・差別に関する意見・感想を詳細に記入してください。

＜注意事項＞

※年度、一括の交付申請は認められない。

※開催日より３ヶ月を超えて交付申請のあった場合は、交付されない。

１０．研 修 資 料

(1) 「過去帳等取扱基準」及び新「差別事件糾明のための方途」学習会用冊子

(2) 「過去帳又はこれに類する帳簿の取扱基準・過去帳又はこれに類する帳簿の取扱いについて」

(3) 身元調査拒否リーフレット（寺族向け・門信徒向け）

(4) 教区で独自に選定・作成した資料

(5) 同朋運動ブックレット②『経典と差別』（同和教育振興会発行）

(6) 2016 年宗報 3 月号、6 月号、9 月号、11・12 月号、2017 年 2 月号
2017 年宗報 3 月号、6 月号、9 月号、11・12 月号、2018 年 2 月号
(研修課題③にかかる参考資料) ※上記の(2)(3)(6)の資料については、パソコン等でインターネットにて「浄土真宗本願寺派」「人権」と検索ワードを入れて検索するとダウンロードできます。

１１．添 付 書 類　(1)「研修会報告書」〈様式③〉

以　　上

《様式③》

（　　）組「御同朋の社会をめざす運動(実践運動)」人権啓発推進僧侶研修会報告書

組　　名	組　（　　ヶ寺）		会　　場		
開催期日	月　　日　（　　曜日）		参加寺院数		ヶ寺
開催時間	時間　　分　（　：　～　：　）	参加者内訳	僧　侶（　　）名		男性（　　）名
研修課題	□ ①過去帳又はこれに類する帳簿の取扱について				女性（　　）名
	□ ②経典から学ぶ差別の現実について				住職（　　）名
	□ ③教区又は組が独自に設定する人権・差別問題について				衆徒（　　）名
研修講題					
講師（役職）	（　　）		その他（　　）名		男性(　　)名・女性(　　)名
研修形式	□講義（問題提起）と班別話し合い法座・まとめ　□講義と全体話し合い（質疑応答含む） □その他（　　）				
研修内容について、事前打合せをしましたか？			□打合せをした　□特にしていない		

※□欄にチェックしてください。

研修日程			
時　間	日　程	時　間	日　程
:		:	
:		:	
:		:	
:		:	

資料教材　※使用された資料教材があればご記入ください。(教区や組独自で作成したものを含む)

◆開催後1ヶ月以内に教区へご提出ください。

◆開催後3ヶ月を超えて交付申請のあった場合は、助成金が交付されませんので、予め、ご了承ください。

◆提供できる資料教材があれば、添付してください。　　（ 裏 面 へ ）

研修内容の概略（箇条書きでご記入ください。）

研修をふりかえって（研修を受けて感じた、人権・差別に関する意見・感想及び今後の課題・特記事項）

上記の通り報告いたします。

月　　日

組 組 長　　印

《様式④》

兵庫教区 『 御同朋の社会をめざす運動推進 [僧侶 ・寺族部門 /一般部門] 同朋講座 』

事 前 開 催 報 告 書【FAX送信用】

組　　名	組（　　ヶ寺）	会　　場	
開 催 期 日	月　　日（　　曜日）	資料請求部数	部
開 催 時 間	時間　　分（　　：　　～　　：　　）		
研修テーマ		講 師	教区より派遣
研 修 形 式	□講義（問題提起）と班別話し合い法座・まとめ　　□講義と全体話し合い（質疑応答含む） □その他 （　　）		

※□欄にチェックしてください。

資 料 教 材（使用される教材があればお知らせください。）
備考欄

上記の通り報告いたします。

組長

「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）

研修会講師派遣等にかかる対応について（実施要項）

１．目　　的　「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）の推進にあたり、連区、教区（特区）並びに組等における「実践運動」及び「重点プロジェクト」に関する研修会への講師派遣等について対応するもの

２．期　　間　２０１８（平成３０）年４月１日～２０１９（平成３１）年３月３１日

３．対　　象　連区、教区（特区）、並びに組等が主催する研修会等（教化団体含む）

４．対応内容　(1)伝道本部各室部長及び総合研究所研究員等、宗務所員を講師として派遣（宗務所員で対応可能な内容については、可能な限り調整するが、宗務の都合等により要請に応じられない場合もある。講師の指名は不可）

(2)宗務所員以外の宗派内講師の紹介、調整

(3)宗派外講師の紹介、調整

５．経費負担　上記(1)の場合

派遣にかかる交通費・宿泊費・日当は、宗派が負担するものとし、主催者からの謝礼は辞退する

上記(2)・(3)の場合

招請にかかる経費は、主催者側が負担

６．事務手続　①当該教区教務所へ連絡（原則として、開催日の１ヵ月前までに）

②教務所（特区事務所）より重点プロジェクト推進室へ連絡

③推進室において調整のうえ、結果を教務所（特区事務所）へ連絡

〈上記(1)の場合〉

④教務所長（特区事務所長）名にて総局宛申請書を推進室へ提出

〈上記(2)・(3)の場合〉

④詳細について、主催者側から講師へ連絡

７．備　　考　宗務の都合等により要請に応じられない場合もあるので、派遣希望日を２案以上設定ください

尚、宗門重点プロジェクト実践目標（貧困の克服にむけて）に関する研修会については、全教区（特区）・組が同一の実践目標を定めるため、連区・教区のみ講師派遣制度適用可能とさせていただきますのでご了承ください。

以　上

「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）
人権啓発推進僧侶研修会講師派遣ご案内

日頃より、当同和教育振興会の運営にご尽力を頂いておりますこと、厚く御礼申しあげます。

さてご周知の通り、当一般財団法人同和教育振興会は、親鸞聖人の平等の精神に基づいて、部落差別の解決に寄与することを目的としており、特に宗教と部落差別に関する研究調査・啓発活動を行う団体です。

また研究調査・啓発活動のほか、講師団を結成し、同朋運動出前講座（別途要項有）などの講師派遣の事業も行っております。

2018年度、宗派と提携し、下記内容にて講師派遣の事業を行うことになりましたので、ご案内いたします。内容をご覧頂き、ぜひご利用ください。

一般財団法人同和教育振興会

記

＜講師派遣内容＞

研修課題

(1) 過去帳又はこれに類する帳簿の取扱について

(2) 経典から学ぶ差別の現実について

＜派遣費用＞

○会場までの交通費については当会にて負担

○講師謝礼・宿泊費(交通機関の当の都合上、研修会日程上宿泊費が必要な場合)については主催者側負担

※原則、当日出発・当日帰着可能な講師を選任いたします

＜派遣先＞

○教区・組に出講いたします。僧侶研修会にご利用ください。
なお原則、各箇所、年度内１回のご依頼とさせていただきます。

お申し込み方法

社会部人権問題担当へご連絡ください。ご連絡後、折り返し当会よりご連絡させて頂き、申請書を教区を通して、提出頂いてお申し込みとさせていただきます。（FAX 可）

お申し込み後、**当会にて当会の関係者の中より**講師をご紹介してまいります。

講師の指定はできかねますので、ご了承ください。

講師決定後、ご担当者様にご連絡いたします。ご担当者から講師に直接ご連絡頂き、内容・日程の確認をお願いいたします。研修会終了後、別途報告書にご記入いただき、当会にご返送くださいますようお願いいたします。

●予算の都合上、予算に達するご依頼を頂いた時点でお申し込みを締め切らせて頂きますことをご了承ください。

●急な日程の場合等で講師をご紹介できない場合、また遠方からの紹介となりますことがございます。

研修会開催2か月前までにはお申し込みくださいますようお願いいたします。

●なお事情により、研修会が中止・変更となる場合、至急講師、また当会へのご連絡をお願いいたします。

〒600－8229 京都市下京区油小路通七条上る米屋町167番地
本願寺同朋センター内　TEL075-343-5047　FAX 075-342-2793
e-mail　aat67780@par.odn.ne.jp

《様式④》

「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）
人権啓発推進僧侶研修会講師派遣申請書

○ 研修課題

○ 開催日時（候補日があれば、 数日お聞かせください）

○ 開催場所

○ 研修会名

○ 対象者

○ 参加人数(概算)

フリガナ
申込み団体(　　教区　　組)

代表者名前　　印

連 絡 先 〒)
住 所)

ご担当者様名)
電話番号)　　FAX番号)
E-mail

年　月　日申込み

以上、 講師派遣の申込みをいたします。

教務所確認　印 (個人印　可)	

《様式⑤》

＜主催者用＞

提出日　　年　　月　　日

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)人権啓発推進僧侶研修会　講師派遣報告書

名　前

開催日		会場名	
時　間		教　区	
出席者	参加者　　名（内訳　　）		
研修課題			
日　程			
所　感			
＜ 特記事項 ＞			

※(一財)同和教育振興会宛提出

兵庫教区

『御同朋の社会をめざす運動推進』一般部門　同朋講座　開催要項

１．目　的.　門信徒一人ひとりが、自らが差別の現実に向き合い差別をなくしていく取り組みに参画し御同朋の社会をめざすことを目的とする。

２．名　称　（　　）組「御同朋の社会をめざす運動推進　一般部門　同朋講座」

３．主　催.　教区及び実践運動組委員会とするが、実施については開催組担当とする。

４．課　題.

①「兵庫教区　同朋講座における差別発言事件」並びに「兵庫教区内より発信された連続差別投書事件」からの学びについて

※「教区内より発信された連続差別投書事件」で記載のあった差別内容

●部落差別（部落差別解消推進法等）●人種差別　●民族差別（ヘイトスピーチ解消法等）●障がい者差別（障害者差別解消法）●ハンセン病差別(ハンセン病問題基本法等)　●その他

②「過去帳・糾明のための方途学習会冊子を使用し、実践運動の具体的な取り組みとして、差別にどう向き合っていくのかを研修する。

③宗門の重点プロジェクトの取り組みの一つとして策定した「災害時における人権侵害等についての基本構想」に基づく研修とする。

④人権や差別の現実に向き合い、今まで取り組んできた同朋講座の成果と課題をもととして、実践運動を展開するための研修とする。

５．開　催.　<u>組おける取り組み</u>

○研修会スタッフを構成し、組における研修課題を協議し内容を決定する

○講演方式ではなく、「話し合い法座」を中心とするものであることを徹底する

○参加者への周知に留意し宗派並びに教区作成の教材に基づき参加者への趣旨徹底を図る

６．対　象.　門徒総代、仏婦・仏壮・門推などの教化団体会員、門信徒等を対象とする。

７．講　師.　各組組長が推薦し教務所長が委嘱した講師団から選定する。但し、推薦された講師は事前に『教区研修講師研修会』を受けたもので、組からの依頼により講師名簿から教務所が研修テーマにあった講師を派遣もしくは、教務所長が認めたものとする。

８．教　材.

(1)　「過去帳等取扱基準」及び新「差別事件糾明のための方途」学習会用冊子

(2)　「過去帳又はこれに類する帳簿の取扱基準・過去帳又はこれに類する帳簿の取扱いについて」

(3) 身元調査拒否リーフレット（寺族向け・門信徒向け）
(4) 教区で独自に選定・作成した資料
(5) 同朋運動ブックレット②『経典と差別』（同和教育振興会発行）
(6) 2016 年宗報 3 月号、6 月号、9 月号、11・12 月号、2017 年 2 月号
2017 年宗報 3 月号、6 月号、9 月号、11・12 月号、2018 年 2 月号
※上記の(2)(3)(6)の資料については、パソコン等でインターネットにて「浄土真宗本願寺派」「人権」と検索ワードを入れて検索するとダウンロードできます。

９．報告書.　教務所長に提出する。◇開催報告書（事前【1 ヶ月前】・事後）・参加者名簿（組長）
◇出講報告書（講師）

１０．プログラム．時間配分は原則として次の通りとする。
※『ふりかえりの時間』研修会を通じて、気付いたこと、感じたこと良かったなどことや反省点など、研修会全体をふりかえる時間を持つようにしてください。
※一般部門では参加者が多数のため、話し合い法座が会場等の関係で困難な場合、全体協議会で、十分な時間をとるなどの配慮をお願いいたします。

時間配分	プログラム	配役
15 分	開会式 開式の言葉 勤行 組長挨拶	 司会者 会所住職 組長
60 分	問題提起	講師
40 分	話し合い(班別討議)	座長・記録
5 分	休憩	
30 分	話し合い報告 全体協議 ふりかえりの時間 まとめ	 討議司会 講師
10 分	閉会式	

１１．開催助成金．報告書に基づき教区より３万円を助成する。

以　上

《様式③》

（　　）組「御同朋の社会をめざす運動（実践運動）」推進研修会　報 告 書

【実践目標：御同朋の社会の実現　一般部門 同朋講座】

組　　名	組（　　ヶ寺）	会　　場			
開 催 期 日	月　　日（　　曜日）	参加寺院数			ヶ寺
開 催 時 間	時間　分（　：　～　：　）	参加者内訳	門信徒（　　）名		男性（　　）名、女性（　　）名
研修テーマ					参加者名簿を添付してください【別紙添付】
講 師（役職）	（　　）		僧侶（　　）名		男性（　　）名、女性（　　）名
案 内 方 法	□門信徒個人宛　　□寺院宛　　□その他（　　）				
研 修 形 式	□講義（問題提起）と班別話し合い法座・まとめ　　□講義と全体話し合い（質疑応答含む） □その他（　　）				
「一般部門同朋講座」について、研修会にて組主催者（組長、副組長、教区委員会委員等）で趣旨確認をしましたか？		□趣旨確認をした　　□特にしていない			
研修内容について組主催者で事前打合せをしましたか？		□打合せをした　　□特にしていない			

※□欄にチェックしてください。

研 修 日 程			
時　間	日　程	時　間	日　程
：		：	
：		：	
：		：	
：		：	

資 料 教 材　　※使用された資料教材があれば記入するか□欄にチェックしてください。
◆一部提供できる資料教材があれば、添付してください。　　（ 裏 面 へ ）

研修内容の概略（箇条書きでご記入ください。）

研修をふりかえって（意見・今後の課題・特記事項など）

上記の通り報告いたします。

組 長 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

組　御同朋の社会をめざす運動推進研修会参加者名簿

【僧侶・寺族部門】・【一般部門】

No.	所属寺	氏　名	備　考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

2018(平成30)年度
「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)推進協議会 開催要項

１．目　　的　　ご親教「念仏者の生き方」をもととし、あらゆる人々が自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現に向け､門信徒と僧侶が積極的に現実の課題と向き合い、協議することを目的とする。

２．開催期間　　2018(平成30)年4月1日～2019(平成31)年3月31日

３．開催場所　　組内寺院、教務所(別院・教堂)、沖縄県宗務事務所、その他。

４．参加対象者　　門信徒(門徒推進員、教化団体役員等)、僧侶、寺族。

５．協議内容　　(1)ご親教「念仏者の生き方」を読み、学びの場とする。
(2)「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)宗門重点プロジェクトの実践目標＜貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～＞ －子どもたちを育むために－について協議する。
(3)宗門重点プロジェクトの実践目標における課題を共有し、教区、組の実践運動推進委員会へ提言する。
※当該協議会は各組での開催を原則とするが、地域的な諸事情を考慮し2組・3組と合同で開催することもできる。

６．事務手続き　　(1)組は開催後1ヵ月以内に教区へ「開催報告書《様式②》」を提出する。
・開催報告書については合同開催の場合も、必ず各組より提出のこと。
・2019(平成31)年3月末日までに提出のこと。
(2)教区は組より提出された開催報告書をとりまとめのうえ門信徒教化部へ提出する。また開催報告書を教区にて複写し、各組に配布し、共有する。

以　　上

《様式②》

＿＿＿＿＿組「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）推進協議会 開催報告書

参加寺院数	組内　　ヶ寺中　　ヶ寺	参加者内訳	門信徒	女性（　　）名・男性（　　）名	
開催日時	月　日（　）　時～　時		住職	女性（　　）名・男性（　　）名	
会場			坊守	女性（　　）名・男性（　　）名	
問題提起者			寺族・衆徒	女性（　　）名・男性（　　）名	
話し合い内容			その他	女性（　　）名・男性（　　）名	
時間配分	問題提起	（　　）分	話し合い法座	（　　）分	班発表・全体協議まとめ　（　　）分

問題提起内容

話し合いにより見出された、方向性・具体的な取り組みなどについて記入ください	
具体的な内容	門信徒の意見
＜方向性＞	
＜具体的な取り組み＞	
＜その他、気づいたこと＞	

上記の通り報告いたします。

＿＿＿＿＿組組長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

※開催後、1ヵ月以内に教務所までご提出ください。

連研開催報告書

教　　区	組　　名	寺号（寺院連研）・ブロック	期 数
			期

種　　別	１．組連研（参加寺院　　ヶ寺）　２．寺院連研（　　寺）
開催期日	年　　月　　日から　　年　　月　　日
実施方法	１．会　場　①持ち回り（　　ヶ寺）　②固定 ２．講　師　①組内講師（　　名）　②教区内講師（　　名） ③教区外講師（　　名）　④その他（　　名） ３．開催方法　①開催回数（　　回） ②開催時間（１回につき約　　時間・合計　　時間） ４．使用教材　①連研ノート（　Ａ　・　Ｂ　・　Ｃ　・　Ｄ　・　Ｅ　） ②組・教区作成資料（　　） ③そ　の　他 （　　） ５．参 加 者　①修了者数（　男性　　名・女性　　名　合計　　名　） ②参加者年齢（修了時）（～４０歳　　名　・　～５０歳　　名　～６０歳　　名　・　６０歳～　　名） ③参加者層（はじめての人が中心　・　聞法を重ねた人が中心　仏教壮年会員・仏教婦人会員・仏教青年会員・その他）

以上、連続研修会を開催いたしましたのでご報告いたします。

年　　月　　日　　組　組　　長　　印

年　　月　　日　　組　連研担当者　　印

年　　月　　日　　教区　教務所長　　印

連研実施内容報告書

教　　区		組　　名	寺号・ブロック名	期　　数
回数	開催日	会　　場	テ　ー　マ　（内容）	講　師　名
1	月　日			
2	月　日			
3	月　日			
4	月　日			
5	月　日			
6	月　日			
7	月　日			
8	月　日			
9	月　日			
10	月　日			
11	月　日			
12	月　日			
	月　日			
備考				

参加者の問い 主たるものを ご記入ください	
主催者の感想 反省と課題を お書きください	
そ の 他	

年　　月　　日　　報告者名　　印

＿＿＿＿＿(平成＿＿＿＿)年＿＿＿月＿＿＿日

兵庫教区教務所長
　杉本　正信　様

＿＿＿＿＿＿＿＿＿組　　組　長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

連研担当者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿(平成＿＿＿＿)年度組連研助成金交付申請

標記について、下記の通り申請いたします。

記

1、助成金申請金額　　金100，000円也

2、実施報告〔＿＿＿＿＿(平成＿＿＿＿)年度〕

回数	開催期日	テ　ー　マ（内　容）
第　回	月　　日 時～　　時	
第　回	月　　日 時～　　時	
第　回	月　　日 時～　　時	
第　回	月　　日 時～　　時	
第　回	月　　日 時～　　時	
第　回	月　　日 時～　　時	
第　回	月　　日 時～　　時	
受講者･修了者人数		受講者（　　名）　修了者（　　名）

以　上

組における子ども・若者ご縁づくり
キッズサンガ　開催要項

１．目　　的　　ご縁のある大人が、すべての子ども・若者と接点を持ち、共に阿弥陀さまのご縁に遇い、全世代が「お寺を居場所」とするために、手を合わせお念仏喜ぶ人生を歩むための取り組みとして、「子ども・若者ご縁づくり（キッズサンガ）」を各組において積極的に推進することを目的とする。

２．スローガン　　手を合わせ　お念仏喜ぶ　人生を！

３．内　　容　　阿弥陀さまとのご縁づくりができる内容とする。

４．名　　称　　「○○組子ども・若者ご縁づくり」または「○○組キッズサンガ」の語句を入れた名称にする。

５．主　　催　　組を中心として実施されるように努め、組長・組サポーターや教化団体と連携して開催されることが望ましい。

６．参加対象　　組内及び地域の子ども・大人

７．報 告 書　　開催後、１ヶ月以内に組長を通して報告書を提出する。

８．開催助成金　　報告書に基づき１ヶ年度につき３万円を助成する。

以　　上

＿＿＿＿＿組子ども・若者ご縁づくり（キッズサンガ）開催報告書

参加寺院数	ヶ寺	参加者内訳	子ども	名
開催期日	月　日（　）　時から		大人	名
	月　日（　）　時まで		スタッフ	名
会場			合計	名
行事名称		サブテーマ		

開催内容・日程　（案内チラシやパンフレット、写真があれば添付してください。）

開催後の所感	参加者の様子
＜組長所感＞	

上記の通り報告いたします。　　平成　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿組組長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

※開催後、一カ月以内に教務所までご提出ください。

《　　》組門徒総代会研修会報告書

標記の件、下記の通り研修会を開催いたしましたので、報告並びに助成金申請いたします。

年　　月　　日　＿＿＿＿＿＿＿＿組　　組長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

総代代表＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

研修会名		期　日	年　月　日(　)
会　場		参加者数	総代　　名、住職・他　　名
講　師		資　料	別紙添付
講義内容			
問題点 課　題			
所　感			

※開催1ヶ月以内に教務所宛ご報告ください

兵庫教区「組布教大会」開催要項

１．趣　　旨　　浄土真宗のみ教えを実践運動をふまえて、組内の門信徒にひろく宣布するため、組主催の布教大会を開催する。

２．大 会 名　　〇〇〇組布教大会

３．主　　催　　兵庫教区各組

４．会　　所　　組内寺院（または、礼拝設備のある施設）

５．出 講 者　　組で選定された布教使

※出講者の内１名は兵庫教区布教団員を含む

６．報 告 書　　開催 1 ヶ月以内に、教区布教団事務局あて開催報告書を提出する。

７．助 成 金　　開催報告書提出に基づき、教区布教団から 1 組につき、2 万円を交付する。（年度 1 回限り）

以　上

年　　月　　日

兵庫教区布教団長殿

＿＿＿＿＿＿＿＿組組長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

＿＿＿＿＿組布教大会報告書

下記の通り、報告いたします。

記

開催期日		会　　所	
出講者名			
参拝者数	＿＿＿＿＿＿名 男性（　　）名、女性（　　）名	組内僧侶 出席者	
日　　程			
経　　費			
組長意見			

※開催後1ヶ月以内に教務所宛てご報告ください

2018（平成 30）年度「組青年布教使布教大会」開催要項

１．趣　　旨　　浄土真宗のみ教えをひろく宣布し、次代を担う人材の育成に資するため、教区内各組において青年布教使（45 歳未満・布教使任用 5 年未満）を中心とした布教大会を開催する。

２．大 会 名　　○○○組青年布教使布教大会

３．主　　催　　開催組ならびに教区布教団

４．会　　所　　組内寺院（または、礼拝設備のある施設）

５．出 講 者　　教区布教団より派遣の青年布教使（45 歳未満・任用 5 年未満）2 名と引率布教使 1 名。

６．基本日程　　13：00～13：20　開会式（勤行、組長挨拶）
13：20～14：00　布教 1（青年布教使　40 分）
14：00～14：10　休　憩（10 分）
14：10～14：50　布教 2（青年布教使　40 分）
14：50～15：00　休　憩（10 分）
15：00～15：40　布教 3（引率布教使　40 分）
15：40～16：00　閉会式（組担当者挨拶、恩徳讃斉唱）

７．開催対象　　年度 6 組程度
※1 組につき年度 1 回までの開催とします。

８．開催期間　　2018（平成 30）年 6 月 1 日～2019（平成 31）年 2 月末日
※出講依頼の関係上、必ず開催 2 カ月以上前に申込ください。
※期間内に開催ください。

９．申込方法　　所定の「開催申込書」にて組長を通じ教務所までお申し込みください。
※開催定数（6 組）に達し次第受付を締め切ります。（先着順に受付）
※申込み多数の場合、布教団長・副団長協議の上開催組を決定致します。

10．留意事項　　大会の運営（調声・司会進行など）は組担当者にて行ってください。
別院法要期間・彼岸期間・盆期間・年末年始の開催はご遠慮ください。
事務局出向並びに出講者依頼の関係上、開催日の調整をお願いする場合があります。

11．そ の 他　　出講者への御礼は布教団にて負担いたします。
大会当日、組へ 1 万円の助成金をお渡し致します。

12．問合せ先　　兵庫教区教務所　〒650-0011　神戸市中央区下山手通 8-1-1
TEL:078-341-5949　FAX：078-341-8526

以　上

（平成　　）年　　月　　日

兵庫教区布教団長殿

（組　長）　　組　　㊞

＿＿＿＿＿組青年布教使布教大会開催申込について（申請）

今般、標記大会について下記の通り開催の申込をいたします。

記

開催希望日	（平成　　）年　　月　　日（　　）　　時　　分～　　時　　分	
会　　場	会 場 名	
	住　　所	〒　　－
	電話番号	TEL
担当者連絡先	担当者氏名	
	住　　所	〒　　－
	電話番号	TEL　　携帯（　　）
日　　程		
備　　考		教務所収状印

※開催2か月前までに兵庫教区教務所宛てお申込みください。

以　上

「御同朋の社会をめざす運動」の実践に関する宗則

（平成２４年２月１０日
宗　則　第　１　４　号）

改正　平成２６－宗則　７
平成２７－宗則　６
平成２７－宗則１１

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　重点プロジェクト（第３条・第４条）
第３章　実践運動の推進体制（第５条）
第１節　中央委員会（第６条―第１１条）
第２節　教区委員会（第１２条―第１６条）
第３節　組委員会（第１７条・第１８条）
第４章　連区の実践運動（第１９条・第２０条）
第５章　補則（第２１条・第２２条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この宗則は、宗制に掲げる基本理念を体し、あらゆる人々が自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現に貢献する活動を、宗門全体のものとすることを理念として推進し、その成果を挙げるため、これに必要な推進体制を整備することを目的とする。

（「御同朋の社会をめざす運動」の推進）

第２条　前条の規定による活動を「御同朋の社会をめざす運動」（以下「実践運動」という。）という。

２　総局は、基幹運動推進委員会設置規程（平成１４年宗則第１４号）による基幹運動（門信徒会運動・同朋運動）推進の成果を踏まえ、宗務部門組織規程（平成２４年宗則第１２号。以下「組織規程」という。）第２条の規定に基づき、実践運動の推進をすべての宗務の基本理念とし、その総合基本計画（以下「総合計画」という。）を策定するとともに、各宗務部門をして、これを強力に推進するものとする。

３　実践運動は、総局を中心とする中央、地方の一貫した体制のもと、宗門を構成するすべての者が参画し、かつ実践する運動として推進されなければならない。

第２章　重点プロジェクト

（重点プロジェクトの策定）

第３条　総局は、基本理念に基づく宗務の具体的な実践目標を定め、これを「重点プロジェクト」として、計画的かつ強力に推進するものとする。

２　重点プロジェクトは、宗門内外の現状や歴史認識、人々の意識、信仰形態などの調査、分析及び議論に基づいて、総局が策定する。

３　総局は、前項の規定による重点プロジェクトの策定にあたり、各宗務部門その他関係機関に、必要な調査研究を指示するとともに、広く意見聴取を行うものとする。

（重点プロジェクトの推進）

第４条　総局は、重点プロジェクトの達成目標とその期限などを定め、実践運動として実効性ある推進を図るため、宗門関係者に周知するなど必要な措置を講じるものとする。

第３章　実践運動の推進体制

（設置）

第５条　第２条の規定により、総局のもとに、中央には「御同朋の社会をめざす運動」中央委員会（以下「中央委員会」という。）を、教区には「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会（以下「教区委員会」という。）を、組には「御同朋の社会をめざす運動」組委員会（以下「組委員会」という。）を、それぞれ設ける。

２　前項のほか、沖縄県宗務特別区（以下「沖縄特区」という。）に、「御同朋の社会をめざす運動」沖縄特区委員会（以下「沖縄委員会」という。）を設ける。

３　前２項のほか、開教区及び開教地に、それぞれ「御同朋の社会をめざす運動」委員会（以下「開教地区委員会」という。）を設けることができる。

第１節　中央委員会

（所掌事項）

第６条　中央委員会は、次の各号に掲げる事項をつかさどる。

一　実践運動の総合計画及び年度ごとの重点プロジェクト推進計画（以下「推進計画」という。）について協議すること。

二　実践運動の成果を点検、総括すること。

三　各宗務機関、宗門関係団体及び教区委員会（以下この宗則においては「沖縄委員会」を含む。）等からの意見具申及び一般社会の諸課題について協議すること。

四　総合計画及び推進計画に関連して、総局が指示した事項について協議すること。

五　教区委員会及び組委員会の実践運動の推進状況について協議すること。

六　前各号のほか、必要なこと。

（組織）

第７条　中央委員会は、委員５０人以内で組織する。

２　委員は、宗務機関、宗門関係団体及び教区委員会を代表する者について、総長が委嘱

する。

3　委員の任期は、２会計年度とし、再任されることができる。但し、継続して３期以上再任されることはできない。

4　委員は、総局の総合計画、推進計画及びその達成率に関する指示、評価を、所属する機関、団体及び各教区委員会に周知するとともに、実践運動及び重点プロジェクトの推進に当る。

（委員長及び副委員長）

第８条　中央委員会に、委員長１人及び副委員長２人を置き、委員のうちから総長が指名する。

2　委員長は、中央委員会の議事を主宰し、会務を統理する。

3　副委員長は、委員長を助け、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した副委員長が、その職務を代行する。

（常任委員会）

第９条　中央委員会に、常任委員会を置く。

2　常任委員会は、委員長及び副委員長、並びに委員のうちから総長が指名する１０人以上１５人以内の常任委員で組織する。

3　常任委員会は、中央委員会が委任した事項その他必要な事項について、調査、審議する。

（招集）

第１０条　中央委員会及び常任委員会は、総長が招集する。

（意見の聴取など）

第１１条　中央委員会及び常任委員会に、必要に応じて、専門的知識を有する者、学識経験のある者その他の関係者を招致し、意見を聴取することができる。

2　開教地区委員会の代表者は、総長の承認を得て、中央委員会に出席し、意見を述べることができる。

第２節　教区委員会

（所掌事項）

第１２条　教区委員会は、次の各号に掲げる事項をつかさどる。

一　教区（以下この宗則においては「沖縄特区」を含む。）における総合計画及び推進計画について協議すること。

二　教区における総合計画及び推進計画を実践し、その成果を点検・総括すること。

三　実践運動に関して総局が決定した事項を推進実施すること。

四　組委員会その他教区内から実践運動に関して提起された意見、課題等について協議すること。

五　実践運動の推進について、中央委員会に意見具申すること。

六　組委員会との連絡調整及び指導に関すること。

七　前各号のほか、必要なこと。

（組織）

第１３条　教区委員会は、委員若干人で組織し、教務所長の進達によって、総長が委嘱する。

２　第７条第３項の規定は、教区委員会の委員の任期について準用する。この場合において、当該教区にやむを得ない事情があるときは、委員の任期の制限に関する規定にかかわらず、教務所長の進達により、総長の承認を得て、措置することができるものとする。

（委員長及び副委員長）

第１４条　教区委員会に、委員長１人及び副委員長２人を置く。

２　委員長は、教務所長又は委員の互選した者について、総長が委嘱し、会務を統理する。

３　副委員長は、委員のうちから教務所長が推薦する者及び委員の互選した者について、総長が委嘱し、委員長を助け、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

（区令の制定）

第１５条　前３条に定めるほか、教区委員会の組織、運営その他必要な事項については、第７条第２項の規定による中央委員会の組織基準に準じ、それぞれの教区の特殊性及び実情に応じて、必要な事項を区令で定めるものとする。

（事務担当）

第１６条　教区委員会の事務は、当該教区の教務所で担当処理する。

第３節　組委員会

（組委員会）

第１７条　組委員会は、教区委員会と密接に連携し、組における実践運動の推進と必要な協議を行い、実動するものとする。

（準用規定）

第１８条　前節の規定中、所掌事項及び組織に関する事項（但し、委員が継続して再任されることができる期数の制限に関する規定を除く。）については、組委員会について準用する。

第４章　連区の実践運動

（連区の実践運動）

第１９条　総局は、実践運動を地域の特性に応じて効果的に推進し、広くその展開を図るため、連区を単位とする実践運動の推進に必要な措置を講じることができる。

（各教区委員会の連携及び協力）

第２０条　前条の規定により、教区委員会は、実践運動の推進実施にあたり、同一連区内の教区委員会と相互に連絡提携を図り、推進方法や情報の交換、共有など、常に協力して運営されるものとする。

第５章　補則

（所管部門）

第２１条　実践運動の推進に関する事項は、重点プロジェクト推進室が所管する。

（宗達への委任）

第２２条　この宗則の施行について必要な事項は、宗達で定める。

附　則

１　この宗則は、平成２４年４月１日から施行する。

２　基幹運動推進委員会設置規程（平成１４年宗則第１４号。以下「旧規程」という。）は、廃止する。

３　この宗則施行の際現に廃止される旧規程に基づく基幹運動（門信徒会運動・同朋運動）推進体制のもとで協議し、又は推進中の事項及びその成果等については、すべてこの宗則による「御同朋の社会をめざす運動」の推進体制又は組織規程に基づく経常部門で、これを引き継ぐものとする。

４　総局は、この宗則に基づく所掌事項の事務引継、宗達及び区令の制定、「御同朋の社会をめざす運動」の推進体制の組織その他の経過措置については、この宗則施行の日にかかわらず、あらかじめ必要な準備措置を行うことができる。

附　則（平成２６・３・２１－宗則７号）

この宗則は、発布の日から施行する。

附　則（平成２７・３・２４－宗則６号）

この宗則は、発布の日から施行する。

附　則（平成２７・１１・１０－宗則１１号）

この宗則は、発布の日から施行する。

「御同朋の社会をめざす運動」の実践に関する宗則施行条例

（平成２４年３月７日
宗達第１号）

目次

第１章　総則（第１条）
第２章　中央委員会（第２条・第３条）
第３章　教区委員会（第４条―第７条）
第４章　組委員会（第８条・第９条）
第５章　連区の実践運動（第１０条―第１２条）
第６章　補則（第１３条）

第１章　総則

（趣旨）

第１条　「御同朋の社会をめざす運動」の実践に関する宗則（平成２４年宗則第１４号。以下「宗則」という。）の施行について必要な事項は、この宗達の定めるところによる。

第２章　中央委員会

（職務）

第２条　宗則第３章第１節の規定による「御同朋の社会をめざす運動」中央委員会（以下「中央委員会」という。）は、同宗則第６条の所掌事項について協議し、実践運動を推進するものとする。

（組織基準）

第３条　宗則第７条第２項の規定による中央委員会委員の組織基準については、概ね次の各号に定めるところによる。

一　宗務機関を代表する者

イ　本山の執行長が本山寺務所員のうちから指名する者

ロ　直轄寺院の宗務長が当該直轄寺院の職員のうちから指名する者

ハ　総長がすべての直属寺院の輪番及び主管のうちから指名する者

ニ　総長が全教区及び沖縄県宗務特別区（以下「沖縄特区」という。）の教務所長及び沖縄県宗務事務所長のうちから指名する者

ホ　総長が教区会議長のうちから指名する者

ヘ　総長が組長のうちから指名する者

二　宗門関係団体を代表する者

イ　総長が学事規程（平成２４年宗則第１０号）に基づく龍谷総合学園の関係者のうちから指名する者

ロ　総長が所属団体規程（昭和２２年宗則第２２号）その他の諸規則に基づく所属団体、社会事業団体、連盟体及び会議体の関係者のうちから指名する者

三　教区委員会を代表する者

イ　「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会（以下「教区委員会」という。）において、それぞれ選出された者

ロ　「御同朋の社会をめざす運動」沖縄特区委員会（以下「特区委員会」という。）において選出された者

２　総長は、実践運動の理念を踏まえ、全員参画の運動の実現を図るため、中央委員会委員の組織構成については、特に配慮しなければならない。

第３章　教区委員会

（教区委員会の職務）

第４条　宗則第３章第２節の教区委員会は、同宗則第１２条の所掌事項について協議し、教区における実践運動を推進するものとする。

２　教区委員会の名称は、「『御同朋の社会をめざす運動』〇〇教区委員会」とする。

（区令の制定）

第５条　教区委員会は、概ね次の各号に掲げる事項を区令で定めるものとする。

一　委員の資格、選任方法及び定数に関すること。この場合において、委員の資格については、中央委員会委員に準じて定めることを例とする。

二　委員長及び副委員長に関すること。

三　常任委員会を設置する場合には、その旨を規定すること。

四　運営経費及び運営方法に関すること。

五　前各号のほか、必要なこと。

２　前項の区令は、あらかじめ所務部＜法制・訟務・契約事務担当＞の事前審査を経て、総局の承認を得なければならない。

（委員長代行の指名）

第６条　委員長は、宗則第１４条第３項の規定による副委員長のうちから１人を、あらかじめ委員長代行として指名することができる。

（特区委員会）

第７条　第４条から前条までの規定は、特区委員会について、準用する。

第４章　組委員会

（組委員会）

第８条　宗則第３章第３節の「御同朋の社会をめざす運動」組委員会（以下「組委員会」という。）は、教区委員会と密接に連携し、組における実践運動の推進と必要な協議を行い、実動するものとする。

（組織・運営基準）

第９条　組委員会の組織、運営その他必要な事項については、当該教区の教区委員会に関する区令に準じ、組会の議決を経てこれを定めるものとする。この場合において、組委員会の委員長及び副委員長の委嘱については、教務所長がこれを行うものとする。

２　教務所長は、当該教区の教区委員会及び関係機関との協議を経て、組委員会の統一的

な組織基準を作成することができる。
３　前項の組織基準を作成した場合においては、教務所長は、総局に届出るものとする。

第５章　連区の実践運動

（連区協議会）

第１０条　宗則第４章の規定により、連区における連絡提携及び情報交換、共有などを図り、実践運動を効果的に推進するため、各連区に協議会（以下「連区協議会」という。）を設ける。

（組織）

第１１条　連区協議会は、会長及び委員若干人で組織する。
２　会長は、連区の編成に関する条例（平成１５年宗達第８号）第３条の規定による連区長をもって充て、連区協議会を主宰し、会務を統理する。
３　委員は、連区内の教区委員会委員長及び副委員長をもって充て、必要な事項について協議する。この場合において、教務所長が教区委員会委員長でないときは、教務所長は委員となることができる。
４　会長は、連区協議会を設置し、又は招集したときは、その組織及び協議結果について、総局に報告しなければならない。

（事務局）

第１２条　連区協議会に事務局を置き、会長たる教務所長の教務所に置き、その事務を担当処理する。

第６章　補則

（補則）

第１３条　この宗達に規定するもののほか、実践運動の推進及びその推進体制について必要な事項は、総長が中央委員会に諮って決める。

附　則

１　この宗達は、平成２４年４月１日から施行する。
２　基幹運動推進委員会設置規程施行条例（平成１５年宗達第３号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。
３　この宗達施行の際現に廃止される旧条例に基づく教区、沖縄特区及び組の基幹運動推進体制のもとで協議し、又は推進中の事項及びその成果については、この宗達による教区委員会、特区委員会及び組委員会が引き継ぐものとする。
４　本則第３章の規定にかかわらず、教務所長は、教区委員会の組織運営等に関する区令を制定するまでの間、あらかじめ必要な措置を講じることができるものとし、組委員会についても、また同様とする。

「御同朋の社会をめざす運動」兵庫教区委員会設置規則

（趣旨）

第１条　「御同朋の社会をめざす運動」の実践に関する宗則（平成２４年宗則第１４号）及び「御同朋の社会をめざす運動」の実践に関する宗則施行条例（平成２４年宗達第１号）に基づき、兵庫教区における「御同朋の社会をめざす運動」（以下「実践運動」という。）を推進するために必要な事項は、この区令の定めるところによる。

（設置）

第２条　兵庫教区における実践運動を推進するため、「御同朋の社会をめざす運動」兵庫教区委員会（以下「教区委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第３条　教区委員会は、次の各号に掲げる事項をつかさどる。

一　教区における実践運動の総合基本計画（以下「総合計画」という。）及び重点プロジェクト推進計画（以下「推進計画」という。）について協議すること。

二　教区における総合計画及び推進計画を実践し、その成果を点検・総括すること。

三　実践運動に関して総局が決定した事項を推進実施すること。

四　「御同朋の社会をめざす運動」組委員会（以下「組委員会」という。）その他教区内から実践運動に関して提起された意見、課題等について協議すること。

五　実践運動の推進について、「御同朋の社会をめざす運動」中央委員会（以下「中央委員会」という。）に意見具申すること。

六　組委員会との連絡調整及び指導に関すること。

七　前各号のほか、必要なこと。

（組織）

第４条　教区委員会は、委員５０人以内で組織する。

２　委員は、教区内の宗務機関、関係団体及び組委員会を代表する者について、教務所長の進達によって、総長が委嘱する。

３ 前項のほか、教務所長は、特に必要があるときは、学識経験のある者について、委員の委嘱を進達することができる。

４　委員の任期は、２会計年度とし、再任されることができる。但し、継続して３期以上再任されることはできない。

５　教務所長は、教区委員会の組織に当っては、実践運動の理念に基づく全員参加の運動を実現するため、その委員構成に配慮するものとする。

（委員の再任についての特例）

第４条の２　前条の４項但書の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、教務所長の進達により総長の承認を得て、委員の再任について措置することができるものとする。

（委員長及び副委員長）

第５条　教区委員会に、委員長１人及び副委員長２人を置く。
２　委員長は、教務所長又は委員の互選した者をもって充て、会務を統理する。
３　副委員長は、委員のうちから教務所長が推薦する者及び委員の互選した者について、総長が委嘱し、委員長を助け、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。この場合において、委員長は、あらかじめ副委員長のうち１人を委員長代行に指名することができる。
（常任委員会）
第６条　教区委員会に、必要により、常任委員会を置くことができる。
２　常任委員会は、委員長及び副委員長、並びに委員のうちから教務所長が指名する６人以上１０人以内の常任委員で組織する。
３　常任委員会は、教区委員会が委任した事項その他必要な事項について、調査、審議する。
（招集）
第７条　教区委員会及び常任委員会は、教務所長が招集する。
（連区の実践運動）
第８条　教区委員会は、実践運動の推進に当り、同一連区内の教区委員会と相互に連携を図り、推進方法や情報の交換、共有など、常に協力して運営するものとする。
（経費）
第９条　教区委員会の運営に必要な経費は、宗派の助成金、教区費その他の収入をもって充て、毎年度教区予算に計上しなければならない。
（補則）
第１０条　この区令の施行について必要な事項は、教務所長が教区委員会に諮って定める。
附　則
（施行期日）
１　この区令は、平成２４年４月１日から施行する。
（従前の区令の廃止）
２　兵庫教区基幹運動推進委員会設置規則（平成１５年区令第１号。以下「旧区令」という。）は、廃止する。
（成果等の引継）
３　この区令施行の際現に廃止される旧区令に基づく兵庫教区基幹運動推進委員会のもとで協議し、又は推進中の事項及びその成果については、この区令による教区委員会が、これを引き継ぐものとする
４　この区令は、教区会の議決を得た日（平成３０年３月２６日）

兵庫教区子ども・若者ご縁づくり推進委員会設置規約

（設置）

第１条　キッズサンガの理念を基盤とした発展的施策を検討するとともに、子ども・若者を対象とした教化にかかる具体的方策を図るため、兵庫教区子ども・若者ご縁づくり推進委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は、次の各号に掲げる事項をつかさどる。

一　子ども・若者ご縁づくりの展開にかかる推進方途の策定に関すること。

二　子ども・若者ご縁づくりにかかる調査、研究及び情報発信に関すること。

三　教区子ども・若者ご縁づくり連絡協議会の方向性の検討及び運営に関すること。

四　教区内の各組・各寺院の取り組み支援並びにサポーターの研修及び支援に関すること。

五　前各号のほか、必要なこと。

（教区マネージャー）

第３条　教区に、「ご縁づくり」活動の推進に当るため、教区マネージャー若干人を置く。

２　教区マネージャーは、専門的知識を有する者のうちから、教務所長が委嘱する。

３　教区マネージャーの任期は、２会計年度とし、再任されることができる。但し、補欠による者の任期は、前任者の残任期間とする。

４　教務所長は教区マネージャーを委嘱したときは、速やかに総局に報告しなければならない。

（サポーター）

第４条　各組に、「ご縁づくり」活動の推進に当るため、サポーター若干人を置く。

２　サポーターは、組内の僧侶・寺族もしくは門信徒のうちから、組長の推薦をもって選出する。

３　サポーターの任期は、４年とし再任されることができる。但し、補欠による者の任期は、前任者の残任期間とする。

（組織）

第５条　委員会は、次の各号に掲げる委員若干人で組織する。

一　教務所長

二　教区マネージャー

三　青年教化指導員　若干人

四　「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会委員　若干人
五　教化団体関係者　若干人
六　学識経験者　若干人
２　前項第３号から第６号までの委員は、教務所長が委嘱する
３　委員の任期は、２会計年度とし、再任されることができる。但し、補欠による者の任期は、前任者の残任期間とする。
（委員長及び副委員長）
第６条　委員会に、委員長及び副委員長各１人を置く。
２　委員長・副委員長は、委員の中から教務所長が指名し、委員会を代表し、会務を統理する。
３　副委員長は、委員長を助け、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
（部会）
第７条　委員会に、その所掌事項を分担処理するため、部会を置くことができる。
２　部会の設置及び組織などについては、委員長が委員会に諮って決める。
（招集）
第８条　委員会は、教務所長が招集する。
（意見の聴取）
第９条　委員会及び部会は、必要に応じて、専門的知識を有する者、学識経験のある者その他の関係者を招致し、意見を聴取することができる。
（宗派子ども・若者ご縁づくり推進委員会への報告）
第１０条　委員会が実施した事項について、宗派子ども・若者ご縁づくり推進委員会へ報告するものとする。
（経費）
第１１条　委員会の運営に必要な経費は、教区会計をもって措置する。
（補則）
第１２条　この規約の施行に必要な事項は、教務所長が委員会に諮って決める。
附　則
１　この規約は、平成２８年６月８日から施行する。
２　教務所長は、前項の規約にかかわらず、あらかじめ必要な準備措置を講じることができるものとする。

兵庫教区　組長名簿

任期:2016(平成28)年4月1日～2020(平成32)年3月31日

組番	組　名	所属寺	名　前	備　考
1	阪神東組	最光寺	杉本 照顯	
2	阪神南組	正光寺	波多 正文	
3	阪神西組	常宣寺	光森 常之	ブロック長
4	阪神北組	光圓寺	杉本 光俊	
5	神戸東組	正寿寺	棘　信勝	
6	神戸中組	西方寺	本川 英暁	ブロック長
7	神戸湊組	善照寺	建部 典夫	
8	神戸西組	順照寺	善本 秀樹	
9	北摂組	明楽寺	朝倉 信明	
10	神明組	満福寺	菊地 彰真	
11	淡路組	宣徳寺	藤榮 行信	会　長
12	播磨東組	専應寺	藤井 晃正	
13	播磨中組	真樂寺	寺田 初義	
14	多可組	正福寺	寶池 龍祥	ブロック長
15	加古川組	普光寺	近藤 龍樹	
16	高砂組	西秀寺	暉峻 隆渉	
17	神崎組	西源寺	藤井 良信	
18	神姫組	專光寺	竹中 尚文	
19	姫路東組	明源寺	安野 秀海	
20	姫路南組	正福寺	清流 祐昭	

組番	組　名	所属寺	名　前	備　考
21	姫路中組	法性寺	池本 史朗	ブロック長
22	姫路西組	真光寺	寺谷 正信	
23	網干組	徳善寺	菅野 弘和	
24	揖龍東組	正徳寺	寺元 康正	
25	揖龍西組	専龍寺	辻　清昭	
26	新宮組	浄教寺	藤朶 義文	ブロック長
27	赤穂南組	法光寺	聳城 順一	
28	赤穂北組	淨福寺	織田 良雲	
29	宍粟組	願壽寺	藤井 章乘	
30	佐用組	西教寺	岸井 春乘	
31	多紀組	金剛寺	北村 昌康	ブロック長
32	氷上東組	永證寺	藤原 正彦	
33	氷上西組	照徳寺	尾井 秀瑛	
34	朝来組	如来寺	森田 龍司	
35	養父組	西願寺	川本 通也	副会長 ブロック長
36	出石組	正福寺	山﨑　澍朗	
37	城崎組	専念寺	山本　正行	
38	岡山南組	法親寺	吉田　信哉	ブロック長
39	岡山北組	當林寺	本田　勇慈	

兵庫教区　教区会議員名簿

任期:2016(平成28)年4月1日～2020(平成32)年3月31日

議員番号	組　名	所属寺	名　前	備　考
1	阪神東組	吉祥寺	西村 春久	
2		安養寺	高木 史雄	
3	阪神南組	照蓮寺	杉本 勝昭	
4		照蓮寺	辻本　勝	
5	阪神西組	万徳寺	谷川 正秀	議長
6		常源寺	鷲尾 章三	
7	阪神北組	浄福寺	岩田 教證	
8		高原寺	今仲 明彦	
9	神戸東組	西方寺	藤山 宣基	
10		正寿寺	岡田 堯至	
11	神戸中組	大仙寺	圓山 俊一	
12		正念寺	福尾 昭二	
13	神戸湊組	廣福寺	楠　誓也	
14		教蓮寺	久保 信浩	
15	神戸西組	専照寺	藤本　仁	
16		光瑞寺	伊藤　傑	
17	北摂組	正光寺	髙﨑 長英	
18		照願寺	西畑 博亮	副議長
19	神明組	安養寺	光森 龍樹	
20		勝明寺	樫原 頼三郎	
21	淡路組	萬宝寺	藤本 教秀	
22		浄光寺	東原 一夫	
23	播磨東組	正福寺	村上 正文	
24		妙覚寺	橘田 恵三	
25	播磨中組	願正寺	藤井 龍乘	
26		福善寺	北山 俊一	
27	多可組	光福寺	岩本 直樹	
28		光福寺	早瀬 正之	
29	加古川組	教照寺	森本 康英	
30		教泉寺	木村 太實	
31	高砂組	明覚寺	藤井 正憲	
32		西蓮寺	井上 典直	
33	神崎組	教正寺	藤末 康男	
34		教正寺	西塚　修	
35	神姫組	金蓮寺	長岡 晃澄	
36		常徳寺	後藤 雄幸	
37	姫路東組	教正寺	大岡 淨仁	
38		善行寺	西田 啓一	
39	姫路南組	善正寺	横山 正仁	
40		養泉寺	濱上 潤一	

議員番号	組　名	所属寺	名　前	備　考
41	姫路中組	皆光寺	皆光 秀昭	
42		眞行寺	福島 敏之	
43	姫路西組	妙善寺	水田 惠純	
44		真光寺	井上 由隆	
45	網干組	専稱寺	川村 憲雄	
46		龍源寺	赤穂 元彦	
47	揖龍東組	善行寺	堀川 尚爾	
48		西樂寺	山口　昇	
49	揖龍西組	光遍寺	赤松 法雄	
50		徳行寺	高田 哲藏	
51	新宮組	専念寺	岸井 正道	
52		潮音寺	名村 一義	
53	赤穂南組	光蓮寺	渡邊 昌人	
54		真光寺	眞殿 二充	
55	赤穂北組	称念寺	瀬川　慎	
56		専稱寺	井原 延一	
57	宍粟組	教専寺	大西 宝雲	
58		明寶寺	春名 敬介	
59	佐用組	正福寺	石神 周山	
60		円徳寺	岡本 豊彦	
61	多紀組	金照寺	畑岡 俊城	
62		法誓寺	梶村 善親	
63	氷上東組	西福寺	西山 顯證	
64		明光寺	板垣 忠勝	
65	氷上西組	正福寺	森本 光慈	
66		照徳寺	中尾　税	
67	朝来組	西方寺	藤井 雅峰	
68		圓照寺	松上 春義	
69	養父組	淨念寺	加来 晃臣	
70		淨念寺	大谷 忠雄	
71	出石組	勝林寺	西池 匡紹	
72		本行寺	小田 忠昭	
73	城崎組	清蓮寺	應供 乘生	
74		光行寺	坂本 昇造	
75	岡山南組	正覚寺	釋水 正章	
76		西念寺	橋本 逸夫	
77	岡山北組	大雲寺	禿　智久	
78		妙願寺	長滝 健吾	

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)兵庫教区委員会　委員名簿

任期:2018(平成30)年4月1日～2020(平成32)年3月31日

No.	組　名	所属寺	名　前	備　考
1	阪神東組	安養寺	芦谷嘉久	
2	阪神南組	正恩寺	礒　信	
3	阪神西組	西福寺	豊原正尚	
4	阪神北組	光圓寺	杉本光俊	
5	神戸東組	西林寺	藤川正敏	常任委員
6	神戸中組	光尊寺	廣瀬久晴	
7	神戸湊組	宝球寺	鷲尾衛凰	
8	神戸西組	高松寺	谷川　誠	
9	北摂組	正光寺	髙﨑長英	
10	神明組	神明寺	森田千士	
11	淡路組	圓徳寺	巖　照正	
12	播磨東組	晴龍寺	八田宗晃	
13	播磨中組	福恵寺	西田智教	
14	多可組	正福寺	寶池龍祥	
15	加古川組	普光寺	近藤龍樹	副委員長
16	高砂組	善立寺	原田宗司	
17	神崎組	乗徳寺	藤山達仁	
18	神姫組	光輪寺	棚原正智	副委員
19	姫路東組	淨光寺	髙原　聡	
20	姫路南組	正福寺	清流祐昭	
21	姫路中組	法性寺	池本史朗	常任委員
22	姫路西組	真光寺	寺谷正信	
23	網干組	圓勝寺	福田高明	
24	揖龍東組	浄蓮寺	竹内俊之	委員長
25	揖龍西組	西法寺	岩谷教授	

No.	組　名	所属寺	名　前	備　考
26	新宮組	専念寺	岸井正道	
27	赤穂南組	眞覚寺	鍋島智章	
28	赤穂北組	浄蓮寺	増井淨見	
29	宍粟組	明宝寺	宇野正憲	
30	佐用組	西教寺	岸井春乗	
31	多紀組	専福寺	足立定夫	
32	氷上東組	明光寺	松本憲城	
33	氷上西組	淨福寺	澤田知寿	
34	朝来組	唯念寺	柴田泰之	
35	養父組	願入寺	林田一晴	
36	出石組	西光寺	鳥居英信	
37	城崎組	西教寺	宮垣証隆	
38	岡山南組	西方寺	上田弘史	
39	岡山北組	浄円寺	大山二朗	
40	阪神西組	万徳寺	谷川正秀	常任委員 教区会議長
41	淡路組	宣徳寺	藤榮行信	常任委員 組長会長
42	阪神東組	最光寺	杉本照顕	布教団副団長
43	阪神東組	専正寺	西田　孝	常任委員 門徒推進員連絡協議会会長
44	北摂組	元炤寺	北本　誠	門徒総代会会長
45	播磨東組	正福寺	戸田　勲	仏教壮年会連盟理事長
46	加古川組	普光寺	福壽初代	常任委員 仏教婦人会連盟委員長
47	宍粟組	西光寺	村上由子	寺族婦人会連盟委員長
48	阪神西組	源光寺	釋氏智洋	少年連盟委員長
49	赤穂南組	誓教寺	霜尾孝紹	ビハーラ兵庫代表

兵庫教区研修講師運営委員会
委員名簿

任期:2018(平成30)年4月1日～2020(平成32)年3月31日

No.	組　名	所属寺	名　前	備考
1	阪神東組	最光寺	杉本　照顯	
2	淡路組	宣徳寺	藤榮　行信	
3	多可組	正福寺	寶池　龍祥	
4	加古川組	普光寺	近藤　龍樹	
5	神姫組	光輪寺	棚原　正智	
6	揖龍東組	浄蓮寺	竹内　俊之	委員長
7	佐用組	常徳寺	杵築　宏典	

兵庫教区連研委員会委員名簿

任期:2018(平成30)年4月1日～2020(平成32)年3月31日

No.	組　名	所属寺	名　前	備考
1	阪神東組	最光寺	杉本　照顯	
2		専正寺	西田 孝	
3	神戸湊組	教覚寺	別所　法宣	
4		行願寺	中西 小夜子	
5	淡路組	宣徳寺	藤榮　亮匡	
6	播磨東組	妙覚寺	森田　直道	
7	加古川組	普光寺	近藤　龍樹	委員長
8	赤穂北組	慈眼寺	松田　義量	

非戦・平和への取り組み
検討のための専門委員会(仮称)設置

長島愛生園・邑久光明園の
宗教関係行事等の将来展望
検討専門委員会(仮称)設置

兵庫教区　同朋啓発研修委員会
委員名簿

任期:2018(平成30)年4月1日～2020(平成32)年3月31日

No.	組　名	所属寺	名　前	備考
1	多可組	正福寺	寶池　龍祥	
2	神姫組	光輪寺	棚原　正智	
3	揖龍東組	浄蓮寺	竹内　俊之	委員長
4	佐用組	常徳寺	杵築　宏典	

兵庫教区自死者追悼法要
実行委員会委員名簿

任期:2018(平成30)年4月1日～2020(平成32)年3月31日

No.	組　名	所属寺	名　前	備考
1	阪神東組	吉祥寺	西村　春久	
2	阪神南組	西要寺	井上　悦子	
3		妙光寺	野里　佳子	
4		長安寺	渡邉　顯代	
5	神戸西組	信行寺	中川　さなみ	
6	播磨中組	福恵寺	西田　智教	
7		光専寺	藤本　恵彰	
8	加古川組	宣能寺	新屋　房子	
9	神崎組	淨光寺	髙﨑　正英	副委員長
10	姫路南組	尊光寺	幸森　たつる	
11	姫路中組	順正寺	前田　正英	
12	網干組	永念寺	伊東　良昭	
13	赤穂南組	誓教寺	霜尾　孝紹	委員長
14		誓教寺	霜尾　吏澄	
15		誓教寺	霜尾　光江	
16	赤穂北組	慈眼寺	松田　義量	
17		浄蓮寺	増井　淨見	

兵庫教区 子ども・若者ご縁づくり推進委員会 委員名簿

任期：2018（平成30）年4月1日～2020（平成32）年3月31日

NO	組　名	所属寺	名　　前	役　　職	備　　考
1	教務所		杉本　正信		教務所長
2	姫路中組	法性寺	池本　史朗	委員長	教区マネージャー代表
3	揖龍東組	浄蓮寺	竹内　俊之	副委員長	御同朋の社会をめざす運動（実践運動）兵庫教区委員会 委員長
4	加古川組	普光寺	近藤　龍樹		御同朋の社会をめざす運動（実践運動）兵庫教区委員会　副委員長
5	神姫組	光輪寺	棚原　正智		御同朋の社会をめざす運動（実践運動）兵庫教区委員会　副委員長
6	阪神東組	専正寺	西田　　孝		教区マネージャー・門徒推進員連絡協議会　会長
7	神戸東組	淨称寺	菊川　義秀		教区マネージャー
8	姫路南組	最勝寺	八木　顕宣		教区マネージャー
9	姫路中組	光源寺	藤尾　逸子		教区マネージャー
10	揖龍東組	善導寺	天野　真隆		教区マネージャー
11	宍粟組	願壽寺	藤井　章乘		教区マネージャー
12	神姫組	常徳寺	森川　晋乘		青年教化指導員
13	北摂組	元炤寺	北本　　誠		門徒総代会　会長
14	播磨東組	正福寺	戸田　　勲		仏教壮年会連盟　理事長
15	加古川組	普光寺	福壽　初代		仏教婦人会連盟　委員長
16	宍粟組	西光寺	村上　由子		寺族婦人会連盟　委員長
17	姫路南組	妙覚寺	宗　　雷聞		仏教青年連盟　委員長
18	阪神西組	源光寺	釋氏　智洋		少年連盟　委員長
19	神戸湊組	西光寺	藤井貴久子		保育連盟　理事長
20	神明組	光源寺	宮里哲人		青年僧侶の会　会長

兵庫教区子ども・若者ご縁づくり推進委員会

マネージャー名簿

任期:2018(平成30)年4月1日～2020(平成32)年3月31日

No.	組　名	所属寺	名　　前	備　　考
1	姫路中組	法性寺	池本　史朗	代　表
2	阪神東組	専正寺	西田　孝	
3	神戸東組	淨称寺	菊川　義秀	
4	姫路南組	最勝寺	八木　顯宣	
5	姫路中組	光源寺	藤尾　逸子	
6	揖龍東組	善導寺	天野　真隆	
7	宍粟組	願壽寺	藤井　章乘	

サポーター名簿

任期:2018(平成30)年4月1日～2020(平成32)年3月31日

No.	組　名	所属寺	名　　前
1	阪神東組	最光寺	杉本　豊子
2		西善寺	乾　智也
3	阪神南組		
4	阪神西組	源光寺	釋氏　智洋
5	阪神北組	勝福寺	後藤　善史
6		願勝寺	向山　芳樹
7	神戸東組	浄稱寺	菊川　義秀
8		善立寺	松岡　文昭
9	神戸中組	徳本寺	津守　秀憲
10		高法寺	志水　智裕
11	神戸湊組	西幸寺	司田　良文
12		浄徳寺	日下　淳成
13	神戸西組	正覚寺	藤本　英孝
14	北摂組	廣宣寺	門中　浄光
15	神明組	光明寺	松本　教司
16	淡路組	万宝寺	藤本　教秀
17	播磨東組	専應寺	藤井　真美
18	播磨中組	西教寺	竹中　尚人
19		光宗寺	北角　繁夫
20	多可組	正福寺	寶池　龍祥
21	加古川組	金照寺	宰務　洋志
22	高砂組	玄長寺	佃　大玄
23		光照寺	亀川　正裕
24	神崎組	教正寺	藤末　康男
25		圓照寺	花圓　清明
26	神姫組	覚正寺	北森　教哉

No.	組　名	所属寺	名　　前
27	姫路東組	教岸寺	榊原　堯麿
28	姫路南組	教念寺	秦　大蔵
29		妙覚寺	宗　雷聞
30	姫路中組	法性寺	池本　史朗
31		光源寺	藤尾　逸子
32	姫路西組	真光寺	寺谷　正信
33	網干組	西照寺	布施　真一
34	揖龍東組		
35	揖龍西組		
36	新宮組	明源寺	赤松　義生
37	赤穂南組	宝専寺西院	村上　順之
38	赤穂北組	浄光寺	布埜　裕之
39		西光寺	多田　洵
40	宍粟組	光泉寺	肥塚　義徳
41	佐用組	光福寺	近藤　公瑞
42	多紀組	専福寺	足立　定夫
43	氷上東組	照蓮寺	藤森　留理子
44	氷上西組		
45	朝来組	唯念寺	柴田　泰之
46		唯念寺	柴田　千明
47	養父組	本誓寺	西本　厚文
48		浄念寺	加来　顯達
49	出石組	勝林寺	西池　匡紹
50	城崎組	善教寺	朝倉　慎也
51	岡山南組	西方寺	上田　弘史
52	岡山北組	正行寺	桑原　宗二

兵庫教区　防災担当者名簿

No.	組　名	所属寺	名　前
1	阪神東組	吉祥寺	西村 春久
2		來恩寺	齋藤 香心
3	阪神南組	光輪寺	本田 幸弘
4			
5	阪神西組	光明寺	永野 要真
6		常宣寺	光森 常之
7	阪神北組	光圓寺	杉本 和俊
8			
9	神戸東組	正寿寺	棘　信勝
10		光圓寺	四茂野 尚樹
11	神戸中組	大仙寺	圓山 俊一
12		正念寺	増岡 康信
13	神戸湊組	慶徳寺	川西 幸弘
14			
15	神戸西組	光瑞寺	高坂　暢
16			
17	北摂組	明楽寺	朝倉 信明
18			
19	神明組	覚正寺	藤田 眞成
20			
21	淡路組	圓徳寺	巖　照正
22		宣徳寺	藤榮 亮匡
23	播磨東組	西入寺	木南 芳隆
24		安楽寺	竹中 大地
25	播磨中組	光正寺	前田　学
26			
27	多可組	正福寺	寶池 龍祥
28			
29	加古川組	普光寺	近藤 龍樹
30		称専寺	宮内 正樹
31	高砂組	西秀寺	暉峻 隆渉
32			
33	神崎組	妙樂寺	藤本 泰成
34		西源寺	藤井 良信
35	神姫組	専光寺	竹中 尚文
36		光明寺	長谷 清秀
37	姫路東組	徳證寺	石見 浩諭輝
38		淨光寺	高原　聡
39	姫路南組	善正寺	横山 正仁
40		西念寺	藤本 英紀

No.	組　名	所属寺	名　前
41	姫路中組	蓮淨寺	中島 正思
42			
43	姫路西組	真光寺	寺谷 正信
44			
45	網干組	専徳寺	三木 充信
46		圓通寺	大勢 智信
47	揖龍東組	西樂寺	中村 友亮
48		蓮生寺	熊谷 惠也
49	揖龍西組	德行寺	那波 淳城
50			
51	新宮組	潮音寺	藤原 史利
52			
53	赤穂南組	真光寺	村上 建明
54		安養寺	小野 崇暁
55	赤穂北組	専稱寺	赤松 普宣
56			
57	宍粟組	圓徳寺	宇野 琢哉
58		明寶寺	宇野 正憲
59	佐用組	西教寺	岸井 春乘
60			
61	多紀組	弥陀寺	中川 昌之
62		金剛寺	北村 昌康
63	氷上東組	照蓮寺	藤森 智樹
64		永證寺	藤原 正彦
65	氷上西組	西往寺	廣瀬 晃純
66		照徳寺	尾井 秀瑛
67	朝来組	金蔵寺	原　俊昭
68			
69	養父組	専勝寺	伊藤 礼智
70		永照寺	水田 照代
71	出石組	勝林寺	西池 匡紹
72			
73	城崎組	専念寺	山本 正行
74		乗福寺	立川 英道
75	岡山南組	西方寺	上田 弘史
76		真宗寺	藤谷 恭信
77	岡山北組	浄円寺	大山 二朗
78		長泉寺	谷口 昭栄